

日本はなぜ、
「基地」と「原発」を
止められないのか

矢部宏治

集英社インターナショナル

はじめに

みなさん、はじめまして。矢部宏治やべこうじと申します。

私は一昨年、「戦後再発見」双書（創元社刊）」という歴史シリーズを立ち上げ、現在も刊行をつづけています。第一巻目の『戦後史の正体』（孫崎享まご著）は、おかげさまで二二万部という大ヒットになりましたので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれません。

このシリーズがスタートして少したったころ、読者からメールでこんなメッセージをいただきました。

三・一一以降、日本人は「大きな謎」を解くための旅をしている。

本当にそうだと思います。二〇一一年三月、福島原発事故が起きてから、私たち日本人は日々、信じられない光景を眼にしつづけているからです。

なぜ、これほど巨大な事故が日本で起こってしまったのか。

なぜ、事故の責任者はだれも罪に問われず、被害者は正当な補償を受けられないのか。

なぜ、東大教授や大手マスコミは、これまで「原発は絶対安全だ」と言いつづけてきたのか。

なぜ、事故の結果、ドイツやイタリアでは原発廃止が決まったのに、当事国である日本では再稼働が始まろうとしているのか。

そしてなぜ、福島の子どもたちを中心にあきらかな健康被害が起きているのに、政府や医療関係者たちはそれを無視しつづけているのか。

だれもおかしいと思いつつ、大きな流れをどうしても止められない。解決へ向かう道にどう踏み出しているかわからない。そんな状況がいまもつづいています。

本書はそうしたさまざまな謎を解くカギを、敗戦直後までさかのぼる日本の戦後史のなかにも求めようとする試みです。

このあと説明する米軍基地の問題を見てもわかるように、私たちが住むこの日本という国は、とても正常な国家とは言えないのではないか。そのためこれから私たちは、原発や放射能汚染をめぐる大変な事態に直面するのではないか。しかもそうした被害は、二〇一三年二月に成立した特定秘密保護法によって、すべて国民の眼から隠されてしまうのではないか。さらにはそうして情報が隠蔽いんぺいされるなか、今後、日本は政府の勝手な解釈改憲によって、海外で侵略的な戦争をするような国になってしまうのではないか。

そう考え、暗く、重い気持ちになることもあります。

しかしその一方、明るく、勇気づけられるような出来事に、日々遭遇することも多いので

す。

それは日本のいろいろな場所で、いろいろな人たちが、この「大きな謎」を解くための旅をスタートさせているからです。

私は二〇一〇年から沖縄の米軍基地問題を調べ始め、その後、東京で東日本大震災に遭遇し、福島原発問題にも直面することになりました。本文中にあるように、沖縄の米軍基地問題の取材はまさに驚きの連続、つい最近まで誇りに思っていた日本という国の根幹が、すっかりおかしくなっていることを痛感させられる結果となりました。

その一方で、うれしい発見もあったのです。そうした問題を調べ、自分で本を書くようになってからわずか数年のあいだに、本当に数多くの尊敬すべき人たちと出会うことができたからです。

いろいろな市民グループ、お母さんたち、官僚、政治家、弁護士、ジャーナリスト、学者、医師、ミュージシャン、俳優、経営者、会社員……、立場はさまざまですが、みな、それぞれのやり方で、この「大きな謎」を解くための旅をつづけている人たちです。そういう人たちは、日本全国に、いろいろな分野にいます。点在していますから目立ちませんが、決して数は少なくありません。

いま、私たち日本人が直面している問題は、あまりにも巨大で、その背後にひそむ闇もかぎりなく深い。

しかし、だからこそ逆に、自分の損得勘定を超えて問題に取り組む人たちの姿が、強い輝きをもつて私たちの心に訴えかけてくるのです。

うまく目的地にたどりつけるかどうかは、正直わからない。ただ自分たちは、それぞれの持ち場で最善をつくす義務がある。そして崩壊し始めた「戦後日本」という巨大な社会を、少しでも争いや流血なく、次の時代に移行させていく義務がある。おそらくそれが、「大きな謎」を解くための旅をしている人たちの、共通した認識だと思っています。

私もまた、そういう思いでこの本を書きました。

本書がみなさんにとって、そうした旅に出るきっかけとなってくれることを、心から願っています。

目次

はじめに Ⅰ

PART 1 沖縄の謎——基地と憲法 7

PART 2 福島 of 謎——日本はなぜ、原発を止められないのか 53

PART 3 安保村 of 謎 ①——昭和天皇と日本国憲法 105

PART 4 安保村 of 謎 ②——国連憲章と第2次大戦後の世界 191

PART 5 最後の謎——自発的隷属状態とその歴史的起源 243

あとがき 280

凡例

*引用中の「」内は著者が補った言葉です。傍点、太字、註も著者によるものです。引用中の漢字、カタカナは一部、ひらがなに替えるなど、現代語訳で表記している箇所があります。

*図版のキャプションは編集部によるものです。

*PART2の記述については、一部、『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（前泊博盛編著／創元社）のなかで本書の著者が執筆した内容と、重複する箇所があります。



PART 1

沖縄の謎

基地と憲法

建物をかすめるようにして、普天間基地へ降りていく米軍機 | ©須田慎太郎

沖縄で見た、 日本という国の真実

きっかけは沖縄への、たった二週間の撮影旅行でした。

いまから四年前、写真家と二人で沖縄本島へ渡り、島のすみずみまで歩いて二八ある巨大な米軍基地をすべて撮影する。そして本にするという企画だったのです。

そのとき眼にしたいいくつかの風景は、やや大げさに言えば、私の人生を少し変えることになりました。自分が見て、聞いて、そして知った現実を、ひとりでも多くの人に伝えたいと強く思うようになったのです。

たとえば、下の写真をご覧ください。これはその最初の撮影旅行のときに泊まったホテルの屋上から見た風景です。沖縄本島の中部の高台にある、コスタビスタというホテルの屋上（現在、閉鎖中）から南



普天間基地

1945年4月に米軍が上陸した海岸

米軍住宅

側を見おろしたところで、遠く左上に見えているのが有名な普天間基地です。

この屋上にのぼると、普天間基地から飛びたった米軍機が、島の上をブンブン飛びまわっている様子がよく見えます。沖縄というのはご存じのとおり、もともと南北に長く、東西が狭い形をしているのですが、とくにこのあたりは地形がくびれているので（東西の幅がわずかに四キロしかありません）、東側と西側の海が両方よく見えるのです。その美しい景色のなかを、もう陸上・海上関係なく、米軍機がブンブン飛びまわっているのが見える。

あとでくわしく説明しますが、米軍の飛行機は日本の上空をどんな高さで飛んでもいいことになっています。もちろん沖縄以外の土地ではそれほどあからさまに住宅地を低空飛行したりはしませんが、やろうと思えばどんな飛び方もできる。そういう法的権利をもっているのです。

でもそんな米軍機が、そこだけは絶対に飛ばない場所がある。

どこだかわかりますか？ この写真のなかに写っています。そう、写真の中央にゴルフ場のような芝生にかこまれた住宅地がありますが、これは基地のなかにある米軍関係者の住宅エリアです。こうしたアメリカ人が住んでいる住宅の上では絶対に低空飛行訓練をしない。なぜでしょう？

もちろん、墜落したときに危ないからです。

冗談じゃなく、本当の話です。この事実を知ったとき、私は自分が生まれ育った日本という国について、これまで何も知らなかったのだということがわかりました。いまからわずか四年前の話です。

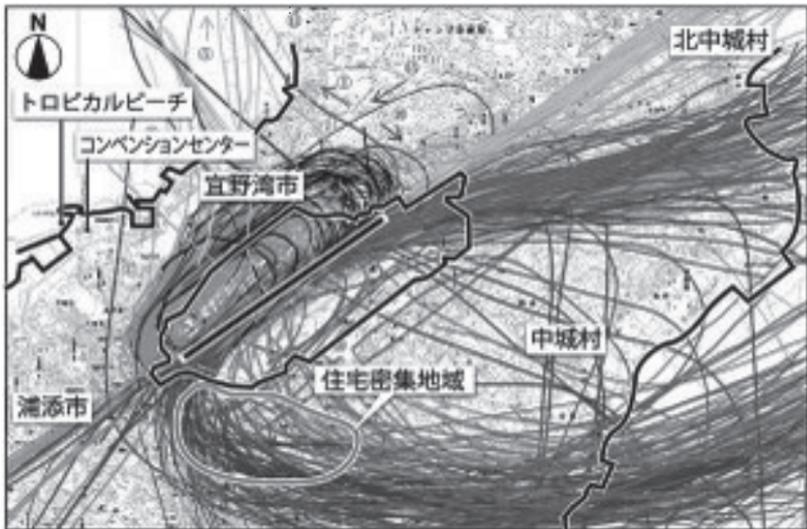
米軍機はどこを飛んでいるのか

下の図の米軍機の訓練ルート（二〇一一年八月の航跡図）を見てください。中央に太い線がかまれているのが普天間基地、その両脇の斜めの線が海岸線です。普天間から飛び立った米軍機が、まさに陸上・海上関係なく飛びまわっていることがわかる。

でも基地の上、図版の中央上部に、ぽっかりと白く残された部分がありますね。これがいまお話しした、米軍住宅のあるエリアです。ここだけは、まったく飛んでいない。

一方、普天間基地の右下に見える楕円形の部分は、真栄原まえばらという沖縄でも屈指の繁華街がある場所です。そうしたビルが立ち並ぶ町の上を非常に低空で軍用機が飛んでいる。さらに許せないのは、この枠のなかには、二〇〇四年、米軍ヘリが墜落して大騒ぎになった沖縄国際大学があることです。

つまり米軍機は、沖縄という同じ島のなかで、ア



アメリカ人の家の上は危ないから飛ばないけれども、日本人の家の上は平気で低空飛行する。以前、事故を起こした大学の上でも、相変わらずめっちゃくちな低空飛行訓練をおこなっている。簡単に言うと彼らは、アメリカ人の生命や安全についてはちゃんと考えているが、日本人の生命や安全についてはいっさい気にかけていないということです。

これはもうだれが考えたって、右とか左とか、親米とか反米とか言ってる場合ではない。もっとずっと、はるか以前の問題です。いったいなぜ、こんなバカげたことが許されているのでしょうか。

初めてこの事実を知ったとき、当然のことながら米軍に対して強い怒りがこみあげてきました。こいつらは日本人を人間あつかいしていないじゃないかと。

しかし少し事情がわかってくると、それほど単純な話ではない。むしろ日本側に大きな問題があることがわかってきます。ここでもうひとつ地図を見てください。

次ページの下の地図は、アメリカ西海岸のサンディエゴにある、ミラマー基地という海兵隊の航空基地とその飛行訓練ルートです。これは伊波洋一さん（元宜野湾市長）の講演を聞いて知ったことですが、この基地は山岳地帯にあつて、しかも普天間基地のなんと二〇倍の広さがあるので、基本的に基地の敷地内だけで飛行訓練ができるようになっていのです。グレーの部分が基地の敷地、斜線の部分が飛行訓練ルートです。これくらいの広さがなければ、アメリカではそもそも基地として成立しないわけです。（米軍基地の京都への設置を問う学習

集会）での講演／二〇一三年一月二九日

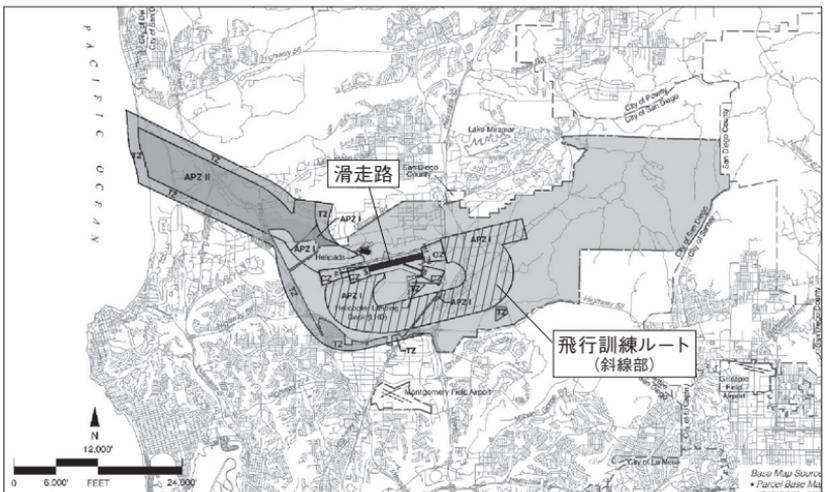
さらに基地の左端から海岸に向かって、飛行ルートが延びていますね。滑走路の延長線上

ではなく、滑走路から四五度の角度に延びている。なぜそうなっているかというと、滑走路の延長線上に住宅や学校があるからで、その上は飛ばないため、斜めに谷間のルート^{たに}を飛んでいるのです。

つまりアメリカでは法律によって、米軍機がアメリカ人の住む家の上を低空飛行することは厳重に規制されているわけです。それを海外においても自国民には同じ基準で適用しているだけですから、アメリカ側から見れば沖縄で米軍住宅の上空を避けて飛ぶことはきわめて当然、あたりまえの話なのです。

だから問題は、その「アメリカ人並みの基準」を日本国民に適用することを求めず、自国民への人権侵害をそのまま放置している日本政府にあるということになります。

もう一度、七ページの写真を見てください。米軍にとって他国のはずの日本で、いったいなぜ、このような信じられない飛行訓練が放置されているのでしょうか。



海兵隊ミラマー航空基地の滑走路と飛行訓練ルート
(mcas safety zone map San Diego county airport land use commission compatibility policy map)

「日本の政治家や官僚には、 インテグリティがない」

こうした沖縄の状況は、もちろんアメリカ政府の要望にこたえる形で実現したものです。ですからアメリカ側の交渉担当者は、日本側がどんな言うことを聞いてくれたら、もちろん文句は言いません。しかしそういうふうに、強い国の言うことはなんでも聞く。相手が自国では絶対にできないようなことでも、原理原則なく受け入れる。その一方、自分たちが本来保護すべき国民の人権は守らない。そういう人間の態度を一番嫌うのが、実はアメリカ人という人たちなのです。だから、心のなかではそうした日本の態度を非常に軽蔑している。

私の友人に同じ年のアメリカ人がいて、新聞社につとめているのですが、こうした日本の政治家や官僚の態度について、彼は「インテグリティがない」と表現していました。

「インテグリティ (integrity)」というのは、アメリカ人が人間を評価する場合の非常に重要な概念で、「インテグレート」とは統合するという意味ですから、直訳すると「人格上の統合性、首尾一貫性」ということになると思います。つまりあつちとこつちで言うことを変えない。倫理的な原理原則がしっかりしていて、強いものから言われたからといって自分の立場を変えない。また自分の利益になるからといって、いいかげんなうそをつかない。ポジシヨントークをしない。

そうした人間のことを「インテグリティがある人」と言って、人格的に最高の評価をあた

える。「高潔で清廉な人」といったイメージです。一方、「インテグリテイがない人」と言われると、それは人格の完全否定になるそうです。ですからこうした状態をただ放置している日本の政治家や官僚たちは、実はアメリカ人の交渉担当者たちから、心の底から軽蔑されている。そういった証言がいくつもあります。

沖繩の米軍基地を すべて許可なしで撮影し、本にした

こうしたとても信じられない現実を知った驚きが、沖繩から帰って私が米軍基地の本を書いたり、「はじめに」でふれた「〈戦後再発見〉双書」という歴史シリーズを立ちあげる原動力になりました。

米軍基地の本というのは、先にふれた撮影旅行でつくった沖繩・米軍基地の観光ガイドブックです。（右下写真）

沖繩にある二八の米軍基地をすべて許可なしで撮影し、解説を加えています。「〈戦後再発見〉双書」は、私がこの本を書いたことがきっかけで、スタートすることになりました。

いま、米軍基地をすべて許可なしで撮影し、本にしたと言いましたが、本当はそんなことをしてはいけません。だいたい軍事基地というのは、海外では近くでカメラを出したただけで没収され、連行されてしまいます。



ロシアの専門家である孫崎享^{ひかげ}さん（『戦後史の正体』著者・元外交官）に最初にお会いしたとき、「よくこんな本をつくりましたね。ロシアだったら、あなたとカメラマンはまちがいなく射殺されてますよ」

と言われました。沖縄で車の運転を頼んだ年配のドライバーも、「戦前の日本軍だったら死刑さあ」と言っていました。

もちろんいまの日本では、そんなことはありませんが、最悪逮捕されることはありえると思っていました。というのは、撮影を始めてからわかったことですが、米軍を日本に駐留させるにあたってつくられた「刑事特別法」という特別な法律があつて、そうした撮影が軍事情報の漏洩と判断されたら、一〇年以下の懲役になってしまうからです。これは安倍政権が二〇一三年に成立させた特定秘密保護法の原型ともいうべき法律で、非常に重い罪が設定されているのです。

二〇一〇年六月、 鳩山・民主党政権の崩壊

それなのに私のような気の小さい人間が、なぜそんなことをしたかと言いますと、それはいまからちょうど四年前、非常に怒っていたからです。なにに対してかという、鳩山民主党政権の無残な崩壊に対してでした。

鳩山由紀夫さんの歴史的評価は、さまざまだと思います。政治は結果責任だという考え

からすれば、非常に低い評価しかあたえられない。事実、鳩山政権の登場した前とあとで、日本の政治は信じられないほど悪くなっています。その責任はきわめて重い。多くの人が、もう民主党のことは思い出したくもな思っている。実は私もそうなのです。

しかし二〇〇九年の八月、多くの日本人が、さすがに自分たちはもう変わらなければいけないと思つた。そのことは事実です。戦後ずっと、日本はかなりうまくやってきた。アメリカの弟分（ジュニア・パートナー）としてふるまうことで、敗戦国から世界第二位の経済大国にまでのぼりつめた。しかしそのやり方が、さすがに限界にきてしまった。多くの人がそう思つたのではないだろうか。

だから戦後初の本格的な政権交代が起こつた。国民の支持も非常に高かつた。なにかやってくれるんじゃないか。日本が変わるべきときに、変わるべき方向を示してくれるんじゃないか。いまはすっかり評価を落としてしまいましたが、当時はそういう大きな期待を集めた政権でした。

本当の権力の所在はどこなのか？

けれども二〇〇九年九月に成立した鳩山政権は、わずか九カ月しか続きませんでした。とくに問題だったのは、その倒れるまでのプロセスです。

最近のことですので、みなさんよくご記憶だと思いますが、まず鳩山政権が誕生する半年前の三月三日、当時民主党代表だった小沢一郎氏の公設秘書が、政治資金規正法違反の容疑

で逮捕されました。いわゆる「小沢事件」*の始まりです。鳩山さんはそのときはまだ、同党のナンバー2である幹事長でした。

遅くとも半年後には総選挙が予定されており、そこで首相になることが確実視されていた野党第一党の党首を、まったくの冤罪（その後、裁判であきらかになりました）で狙い撃ちしたのですから、これは完全な国策捜査でした。

しかし本書では、この三月の時点での検察の攻撃を問題にするつもりはありません。もちろんあつてはならないことですが、実は歴史のなかでこれは非常によくあるケースだからです。検察というのは、独立性が高いが行政組織ですから、政権の座にいる権力者（この場合は自民党）が政敵を失脚させるために検察を使う。これは日本でも海外でもよくある話です。

ところがこの二〇〇九年のケースが異様だったのは、九月に民主党が政権をとったあとでも、検察からの攻撃がやまなかったことでした。鳩山首相と小沢幹事長、つまり国民の圧倒的な支持を得て誕生した新政権のNO1とNO2を、検察がその後もずっと野党時代と変わらず攻撃しつづけた。検察からリークを受けた大手メディアも、それに足並みをそろえた。

この時点で日本の本当の権力の所在が、オモテの政権とはまったく関係のない「どこか別の場所」にあることが、かなり露骨な形であきらかになったわけです。

*—この時点では「西松建設事件」。のちにこの事件は公判を維持できなくなり、政権交代後、「陸山会事件」が訴因に加えられました。この二つをあわせて、「小沢事件」と呼びます。「西松建設事件」での秘書の逮捕から二カ月後、小沢氏は民主党代表を辞任し、その後おこなわれた党内選挙の結果、鳩山氏が代表に就任し、三カ月後の総選挙で勝利しました。

官僚たちが忠誠を誓っていた

「首相以外のなにか」とは？

そして最終的に鳩山政権を崩壊させたのは、冒頭で写真をお見せした米軍・普天間基地の、県外または国外への「移設」問題でした。外務省自身が「バンドラの箱」と呼ぶ米軍基地の問題に手をつけ、あつけなく政権が崩壊してしまっただけです。

たいした覚悟も準備もなく、そんなことをしたのが悪かったと批判する人もいます。その気もちもわかりません。でもやはり、それは問題の本質ではないんですね。重要なのは、

「戦後初めて本格的な政権交代をなしたとげた首相が、だれが見ても危険な外国軍基地をたつたひとつ、県外または国外へ動かそうとしたら、大騒ぎになって失脚してしまっただけです」

という事実です。つらい現実ですが、ここをはっきり見ないといけない。しかも鳩山さんの証言にあるように、そのとき外務官僚・防衛官僚たちが真正面から堂々と反旗をひるがえした。

普天間の「移設」問題が大詰めをむかえた二〇一〇年四月六日、鳩山さんが外務省と防衛省の幹部を首相官邸に呼んで秘密の会合をもち、「徳之島移設案」という最終方針を伝えた。そのあと酒をくみかわしながら、

「これからこのメンバーで、この案で、最後まで戦っていく。力を合わせて目標にたどりつこう。ついてはこういった話し合いが外にもれることが、一番ダメージが大きい。とにかく

情報管理だけはくれぐれも注意してくれ」と言った。

「この情報だけは絶対、外にもらすなよ」と念を押したわけです。

しかしその翌日、なんと朝日新聞の夕刊一面に、その秘密会合の内容がそのままリークされた*。つまり、

「われわれは、あなたの言うことは聞きませんよ」

という意思表示を堂々とやられてしまったわけです。官僚たちは、正当な選挙で選ばれた首相・鳩山ではない「別のなにか」に対して忠誠を誓っていたと、鳩山さんは語っています。（「普天間移設問題の真実」友愛チャンネル／二〇一三年六月三日）

この鳩山さんの証言は翌年、彼が首相を退陣してからちょうど二年後の二〇一一年五月に「ヘッドブルーフ確かな証拠」によって裏づけられることになりました。ウイキリークスという機密情報の暴露サイトが、この問題に関するアメリカ政府の公文書を公開したのです。

その内容は、日本のトップクラスの防衛官僚や外務官僚たちが、アメリカ側の交渉担当者に対して、

「[民主党政権の要求に対し] 早期に柔軟さを見せるべきではない」（たかみざわのぶしげ高見澤将林・防衛省防衛政策局長／現内閣官房副長官補・安全保障担当）とか、

「[民主党の考え方は] 馬鹿げたもので、「いずれ」学ぶことになるだろう」（まきはるか齋木昭隆・外務省アジア大洋州局長／現外務事務次官）

などと批判していたという、まったく信じられないものでした。

*1 「朝日新聞」二〇一〇年四月七日夕刊（一面）「米軍普天間飛行場の移設問題で、鳩山首相が六日夜、首相公邸で内閣官房や外務、防衛両省の実務者でつくる作業部会の初会合を開いていたことがわかった。（略）／首相は（略）普天間のヘリ部隊の大部分を鹿児島・徳之島に移す方向で米側、地元自治体と調整するよう指示し、今後の交渉日程や交渉ルートなどを確認したとみられる。／作業部会では、先に米側に伝えた検討状況について、現時点で米側から返答がない現状も報告された。（以下略）」

昔の自民党は「対米従属路線」以外は、 かなりいいところもあった

私は自民党に関しては昔、本をつくったことがあったので（『巨悪 vs 言論』立花隆／文藝春秋）、自民党にこうした米軍基地の問題、より正確に言えば対米従属の問題が、絶対に解決できないことはよく知っていました。二〇〇六年にアメリカ国務省自身が認めているように、自民党は一九五五年の結党当初から、CIAによる巨額の資金援助を受けていた。その一方でCIAは、社会党内の右派に対しても資金を出して分裂させ、民社党を結成させて左派勢力の力を弱めるという工作もおこなっていました。（*Foreign Relations of the United States, 1964-1968*; vol. 29, Part 2; Japan, United States Government Printing Office.）

つまり「冷戦」とよばれる東西対立構造のなか、日本に巨大な米軍を配備しつつ、け、「反共の防波堤」とする。そのかわりにさまざまな保護をあたえて経済発展をさせ、「自由主義陣営のショークース」とする。そうしたアメリカの世界戦略のパートナーとして日本国内に誕生したのが自民党なわけですから、米軍基地問題について「アメリカ政府と交渉して解決

しろ」などと言っても、そもそも無理な話なのです。

多くの日本人は、実はそうしたウラ側の事情にうすうす気づいていた。だから政権交代が起こったという側面もあった。というのも、いま振り返ってみれば、森・小泉政権以前の自民党には、かなりいいところがあったわけです。防衛・外交面では徹底した対米従属路線をとったものの、なにより経済的に非常に豊かで、しかも比較的平等な社会を実現した。その点は多くの日本人から評価されていたのだと思います。

しかし、その自民党路線が完全に完全に行きづまってしまった。それなら結党の経緯からいって、彼らには絶対にできない痛みのもとなう改革、つまり極端な対米従属路線の修正だけは、ほかの党がやるしかないだろう。さすがの保守的な日本人もそう考え、最初はためらいながら、しかし最後は勇気をもって、戦後初の本格的政権交代という大きな一歩を踏み出したのだと思います。

日本国民に政策を決める

権利はなかった

ところが日本の権力構造というのは、そんな私たちが学校で習ったようなきれいな民主主義の形にはなっていないかった。鳩山政権が崩壊するまで私たちは、日本人はあくまで民主主義の枠組みのなかで、みずから自民党と自民党的な政策を選んできたのだと思っていました。進む道がAとBがあったら、必ずA、つまり対米従属路線を選んできたけれど、それは

自分たちの判断でそうしてきたのだと。

しかし、そうではなかった。そもそも最初から選ぶ権利などなかったのだということがわかってしまった。日本の政治家がどんな公約をかかけ、選挙に勝利しようと、「どこか別の場所」ですでに決まっている方針から外れるような政策は、いっさいおこなえない。事実、その後成立した菅政権、野田政権、安倍政権を見ると、選挙前の公約とは正反対の政策ばかりを押し進めています。

「ああ、やっぱりそうだったのか……」

この現実を知ったとき、じんわりとした、しかし非常に強い怒りがわいてきました。自分がいままで信じてきた社会のあり方と、現実の社会とが、まったくちがったものだったことがわかったからです。

その象徴が、冒頭からお話ししてきた米軍基地の問題です。いくら日本人の人権が侵害されるような状況があっても、日本人自身は米軍基地の問題にいっさい関与できない。たとえ首相であっても、指一本ふれることはできない。自民党時代には隠されていたその真実が、鳩山政権の誕生と崩壊によって初めてあきらかになったわけです。

いったい沖繩の米軍基地ってなんなんだ、辺野古ヘノコってなんなんだ、鳩山首相を失脚させたのは、本当はだれなんだ……。

よく考えると、それほど重大な問題について、自分はなにも知らないわけです。それで出版業者と言えるのか。これは絶対に一度、自分で見に行くしかない。写真をとって本にするしかないと思いました。

原動力は、「走れメロスの怒り」

その本（『本土の人間は知らないが、沖繩の人はみんな知っていること』）を出したあと、東京の書店さんのトークショーでそんな話をしていたら、読者の方から、

「矢部さん、それは『走れメロスの怒り』ですね」
と言われたのです。

「えっ？ 『走れメロス』ってそんな話だっけ」

と思つて、帰つて太宰治の文庫本を引っ張りだして読んでみると、たしかにそうなんです。

この小説は、後半の友情物語のところ、

「ぼくは一瞬だけ、君を疑つた。だからぼくを殴れ」

という場面が非常に有名ですけど、物語の始まりは政治を知らない羊飼いが、王様のおかしな政治に怒つて抗議していく話なのです。そしてつかまつてしまう。

冒頭部分を少し読んでみます。

「メロスは激怒した。必ず、かの邪知暴虐な王を除かなければならぬと決意した。メロスには政治がわからぬ。メロスは、村の牧人〔羊飼ひ〕である。笛を吹き、羊と遊んで暮らしてきた。けれども邪悪に対しては、人一倍に敏感であつた。きょう未明、メロスは村を出発し、野を越え山越え、十里はなれたこのシラクスの市にやつて来た」

私が沖繩に撮影旅行に行ったのは、まさにこうした感じでした。政治を知らぬ、羊飼ひ的

怒りからだったのです。

「それまで笛を吹き、羊と遊んで暮してきた」などというのは、まさに私にぴったりの表現なのです。私は大学を出たあと、大手広告会社に入ったのですが、たった二年で会社を辞めて、あとは小さな出版社をつくって美術や歴史など、自分の好きなジャンルの本ばかりつくってきた、そういうきわめて個人主義的な人間です。ほとんど選挙も行ったことがありませんでした。そうした完全なノンポリが、子どものような正義感で写真家と二人、沖縄に出ていったというわけです。

沖縄じゆうにあつた 「絶好の撮影ポイント」

そこから写真家の須田慎太郎さんと一緒に、まったくの無許可で、しかもできるだけ米軍基地に接近して写真をとっていきましました。実はそうしたスタイルで基地を勝手に撮影した写真集というのは初めてだったのです。それはある意味当然で、米軍と日本政府の判断によっては、勝手に基地の写真をとると逮捕される可能性があるからです。

あとからわかったことですが、問題を整理するところになります。

われわれ日本人には、国内の米軍基地について、もちろん知る権利がある。近隣の住民にとって非常に大きな危険があり、しかも首相を退陣に追いこむような重大問題について、米軍からの発表資料だけですませていいはずがない。どこにどういふ基地がどれくらいあつ

て、日々、どういう訓練をしているか、自分たちで調べる権利がある。

しかしその一方、軍事基地なわけですから、すでにのべたとおり刑事特別法という法律がつくられており、そうした撮影が軍事機密の漏洩と判断された場合、一〇年以下の懲役となる可能性がある。そのアウトとセーフの境目はだれにもわかりません。

でも沖繩というのは面白いところで、いろいろな場所に「さあ、ここから基地をとれ」というような建物があるんですね。

たとえば嘉手納基地という一番重要な空軍基地の前には、四階建てのドライブイン（道の駅かでな）があつて、その四階のデッキが基地を撮影するためにわざわざつくったような絶好のスペースになっている。そこに飛行機マニアがいつも大勢たむろして、望遠レンズで米軍機を撮影している。そういう状況があるのです。

有名な普天間基地にも、すぐ近くの嘉数の高台という場所に公園があつて、そこに地球儀の形をした展望台がある。オスプレイがとまっているところが非常によく見えます。

どの米軍基地にも、近くにそうした基地を監視するポイントが必ずあつて、近くまで行つて聞くと住民の人たちがその場所までつれていってくれる。そのおかげで「沖繩米軍基地・観光ガイドブック」もできたわけです。

だから基本的に、撮影中に逮捕されることはないだろうと思つていました。もちろんわれわれが基地を撮影するときは、フェンスぎりぎりまで接近します。そして米兵に見つからないよう、すばやく撮影します。ですから非常に怖かったです。うまく撮影できたあとは、違法かどうか、弁護士にチェックしてもらえばいいと思つていました。もともとあきら

かな法律違反があったら商業出版というのは成り立ちませんので、弁護士によるチェックは不可欠だと思っていました。

「左翼大物弁護士」との会話

それで掲載する写真がほぼ決まったとき、写真家の須田さんと一緒に、そうした問題ににくい弁護士さんのところに行つて、原稿をチェックしてもらつたのです。ふたり並んで机に座つて、

「先生どうでしょう、いろいろ軍事施設や訓練なども写つてますけど、この本をこのまま出したらぼくらはつかまるんじゃないか」

と聞きました。法的にまずい写真があつたら、はねてもらおうと思つていたのです。

「まあ、この写真とこの写真は、やめておいたほうがいいでしょうね」

そういうふうに助言してもらえらと思つていた。

そうしたらその弁護士さんがジーツと長い時間をかけて、一ページ一ページ原稿を丹念にめくつて見て、最後にふつと顔をあげて言つたのが、

「あのね、矢部さん。この本ねえ……………絶対に売れますよ」と。

まったく意外な言葉だったのですが、その時点でそんなことを言われたのは初めてだったので、すっかりうれしくなつて、

「いや先生、大変ありがとうございます。そう言つただけなんって、本当に光栄です」

と、まずお礼を言いました。でも考えてみると、今日はそんな話をしにきたわけじゃない。そこでもう一度、

「でも今日はそういうお話ではなく、この本をこのまま出したら、ぼくと写真家がつかまるかどうか聞きにきたのです」

と聞いてみた。すると今度は、

「つかまつたら、もつと売れますよ」

と言われてしまった。話が全然かみあわないわけです。

あとで聞いたらその人は、一九六〇年代にかなり有名な学生運動のリーダーだった人で、当時、ひどいときは年に半分くらいは刑務所に入っていた。もう七〇代で、話し方は非常に紳士的なのですが、ぼくらの態度には不満だったようで、

「なんでこんないい企画、面白い企画をしておいて、つかまつたらどうするとか、そういうくだらない話をするんだ」

というのが本音だったようです。いやいや、ぜんぜんくだらなくはない。商業出版ですか、つかまることはやりたくないし、できない。

そのあとよく話を聞いてみると、つまりこういうことでした。彼の長年の経験によれば、こういう「公安関係の問題」（ということになるのだそうです）は、基本的に「つかまる、つかまらない」は法律とは関係がない（！）。公安がつかまえる必要があると思つたら、なにもしていなくてもつかまえるし、必要がないと思つたら、つかまえない。

公安がよくやるのは、近づいていって、なにも接触してないのに自分で勝手に腹を押さえ

てしゃがみこんで、「公務執行妨害！ 逮捕！」とやる。これを「こうぼう転び公妨」というそうです。それは一種の伝統芸のようなもので、その名人といわれる公安までいる。そういうものだ。

ひとしきりそうした話を教えてくれたあと、その弁護士さんは最後に、

「まあ、基本的には、本を書いた人間をつかまえると、逆に本が売れて困ったことになるから、あなたたちがつかまることはないと思いますよ」と、少しつまらなそうな顔で言ってくれました。

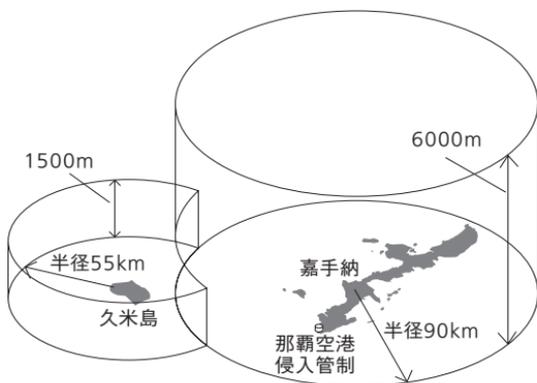
沖縄の地上は一八パーセント、
上空は一〇〇パーセント、
米軍に支配されている

話をもどしますと、最初に沖縄に行ったあと、一度東京にもどってから出直して、今度は普天間基地の近くにアパートを借りて、約半年かけてその本をつくりました。四年前までにも知らなかった、まったくの初心者の中から見た米軍基地問題、日本のおかしな現状のレポートということで、逆にわかりやすい面もあるかと思っています。さらに数枚、写真を見ながら、ご説明します。

私もそれまで二度ほど、沖縄に遊びに行ったことはあったのです。でも台湾から船で渡ったり、ゴルフなどして遊んでいただけで、米軍機による住宅地の低空飛行についてはまったく

く知りませんでした。飛行機というのはアツという間に飛んできて、飛びさってしまいますので、実際に住んでみないとその危険性はよくわからないのです。

じゃあその沖縄の米軍基地の全体像はいつたいていどうなっているのか。右上がその地図です。沖縄本島の一八%が米軍基地になっています。那覇市の右上にあるのが有名な普天間基地、その上が先ほどふれた嘉手納基地、ずっと上の三角にトンがったところが辺野古岬です。実はこうした沖縄の米軍基地の取材を始めるにあたって、専門家の力はまったく借りませ



んでした。というのも、そもそも沖縄に知り合いがひとりもいなかった。それで沖縄県のホームページを見ていたら、米軍基地についての情報がとてもよくまとめてあったので、とりあえずそれをプリントアウトして、それだけを片手に米軍基地めぐりを始めてみたのです。

だから写真家の須田さんと二人で沖縄に渡る前に、前ページの上の地図は見ていた。そして米軍基地が沖縄本島の一八パーセントを占めているという話を読んで、

「面積の二割近くが米軍基地か……。それは沖縄の人たちも大変だな」
などと話していたのです。

ところがそれはあまかった。というのは、たしかに基地そのものは地上面積の一八パーセントだけでも、そこから飛び立った米軍機は一〇ページの図にあるように、基地の上空以外も飛ぶわけです。陸地の上だけでなく、海の上も飛んでいる。

その理由は「嘉手納空域」というのですが、つい最近まで沖縄の上空は前ページ下の図のようにすっぽりと、米軍の管理空域になっていたからです（二〇一〇年三月にその管理権が米軍側から日本側へ返還されたことになっていますが、形だけの返還で、実態はほとんど変わっていません）。

だからいま「面積の一八パーセントが米軍基地だ」と言いましたが、上空は一〇〇パーセントなのです。二次元では一八パーセントの支配に見えるけれど、三次元では一〇〇パーセント支配されている。米軍機はアメリカ人の住宅上空以外、どこでも自由に飛べるし、どれだけ低空を飛んでもいい。なにをしてもいいのです。日本の法律も、アメリカの法律も、まったく適用されない状況にあります。

日本じゅう、どこでも一瞬で 治外法権エリアになる

さらに言えば、これはほとんどの人が知らないことですが、実は地上も潜在的には一〇〇%支配されているのです。

どういうことかというところ、たとえば米軍機の墜落事故が起きたとき、米軍はその事故現場の周囲を封鎖し、日本の警察や関係者の立ち入りを拒否する法的権利をもっている。

こう言うと、「ちよつと信じられないな」と思われる方もいらっしゃるでしょう。しかしこれは議論の余地のない事実なのです。その理由は一九五三年に日米両政府が正式に合意した次の取り決めが、現在でも効力をもっているからです。〔本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」前泊博盛編著／創元社〕

「日本国の当局は、(略)所在地のいかんを問わず合衆国の財産について、捜索、差し押さえ、または検証を行なう権利を行使しない」(「日米行政協定第十七条を改正する議定書に関する合意された公式議事録」一九五三年九月二十九日、東京)

一見、それほどたいした内容には思えないかもしれませんが、これはほとんどない取り決めなのです。文中の「所在地のいかんを問わず(『場所がどこでも』)」という部分が、

ありえないほどおかしい。それはつまり、米軍基地のなかだけでなく、「アメリカ政府の財産がある場所」は、どこでも一瞬にして治外法権エリアになるということの意味しているからです。

そのため、墜落した米軍機の機体や、飛び散った破片などまでが「アメリカ政府の財産」と考えられ、米軍はそれらを保全するためにあらゆる行動をとることができる。一方、日本の警察や消防は、なにもできないという結果になっているのです。

沖繩国際大学・米軍ヘリ墜落事故

そのもつとも有名な例が、二〇〇四年に起きた沖繩国際大学・米軍ヘリ墜落事故でした。

二〇〇四年八月一三日午後二時一七分、普天間基地のとなりにある沖繩国際大学に飛行訓練中の米軍ヘリが墜落し、爆発炎上しました。左ページの写真の右下に見える建物が沖繩国際大学です。

こうして訓練をしていた米軍機が沖繩国際大学に墜落し、ヘリの破片が大学と周辺ビルや民家に猛スピードで飛散しました。破片のひとつはマンシヨンのガラスを破り、直前まで赤ん坊がスヤスヤと眠っていた寝室のふすまに突き刺さったのです。ケガ人が出なかったのは「奇跡中の奇跡」だったと、だれもが口をそろえるほどの大事故でした。

さらに人びとに大きなショックをあたえたのは、事故直後、隣接する普天間基地から数十人の米兵たちが基地のフェンスを乗り越え、事故現場の沖繩国際大学にだれこんで、事故

現場を封鎖したことでした。

そのとき沖縄のテレビ局（琉球朝日放送）が撮影した映像を、一度、世界中の人に見てもらいたいと思います。自分たちが事故を起こしておきながら、「アウト！ アウト！」と市民をどなりつけて大学前の道路から排除し、取材中の記者からも力づくでビデオカメラをとりあげようとする米兵たち。一方、そのかたわらで米兵の許可を得て大学構内に入っていく日本の警察。まさに植民地そのものといった風景がそこに展開されているのです。

つまり、米軍機が事故を起こしたら、どんな場所でもすぐに米軍が封鎖し、日本側の立ち入りを拒否することができる。それが法的に決まっているのです。警察も消防も知事も市長も国会議員も、米軍の許可がないとなかに入れません。いきなり治外法権エリアになるわけです。

ひと言で言うと、憲法がまったく機能しない状態になる。沖縄の人たちも、普段はみんな普通に暮らしているのですが、緊急時にはその現実が露呈す



事故後も沖縄国際大学(右端の建物)のすぐ近くで飛行訓練をする米軍ヘリ | ©須田慎太郎

る。米軍は日本国憲法を超えた、それより上位の存在だということが、この事故の映像を見るとよくわかります。

このビデオを見ると、

「沖繩の人は、なんてかわいそうなんだ」

と、最初は怒りのような感情がこみあげてきます。しかしすぐに、そのかわいそうな姿は、本土で暮らす自分自身の姿でもあることが、わかってくるわけです。

東京も沖繩と、まったく同じ

なぜなら左ページの図のように、東京を中心とする首都圏上空にも、嘉手納空域と同じ、横田空域という米軍の管理空域があつて、日本の飛行機はそこを飛べないようになっていくからです。だから羽田空港から西へ向かう飛行機は、まず東の千葉県のほうへ飛んで、そこから急上昇・急旋回してこの空域を越えなければならない。そのため非常に危険な飛行を強いられています。

まったく沖繩と同じなのです。法律というのは日本全国同じですから、米軍が沖繩でできることは本土でもできる。ただ沖繩のように露骨にやっていないだけ。先ほどご紹介した一九五三年の合意内容、

「どんな場所であろうと、アメリカ政府の財産について日本政府は差し押さえたり調べたりすることはできなく」

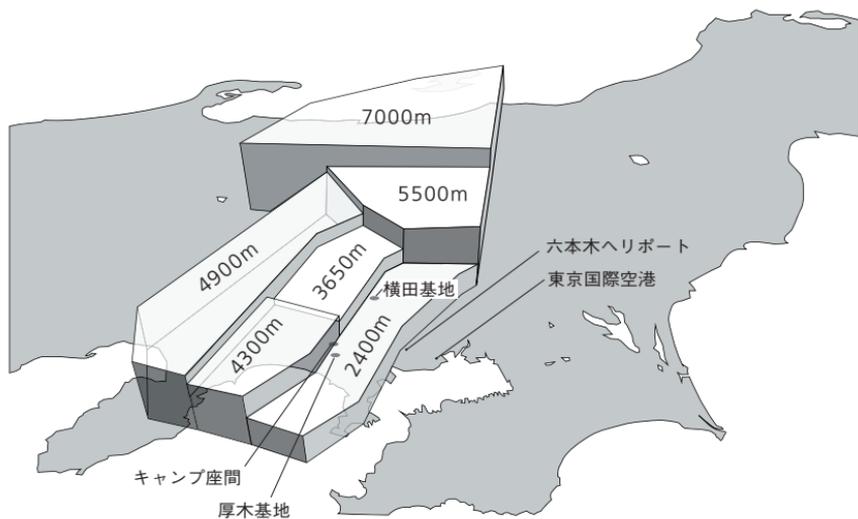
というのも、アメリカと沖縄ではなく、アメリカと日本全体で結ばれた取り決めです。

だから東京や神奈川でも、米軍機が墜落したら状況は基本的に同じ。日本側は機体に指一本ふれることはできないし、現場を検証して事故の原因を調べることができない。米軍が日本国憲法を超えた存在であるというのも、日本全国おなじことなのです。

くわしくはPART2(六六ページ)で説明しますが、占領が終わり、一九五二年に日本が独立を回復したとき、そして一九六〇年に安保条約が改定されたとき、どちらも在日米軍の権利はほとんど変わらなず維持されたという事実が、アメリカ側の公文書でわかっています。つまり米軍の権利については、占領期のまま現在にいらっているということです。

「占領軍」が「在日米軍」と 看板をかけかえただけ

もう一度、八ページの写真を見てください。右上



横田空域と米軍基地

に見えているのが一九四五年に米軍が上陸してきた海岸です。この画面の右側にずっと海岸がつづいていて、その近くはすべて米軍基地になっています。二九ページの地図でいうと、嘉手納基地の左手の海岸です。いまから七〇年前、米軍はこの海岸に多くの軍艦でやってきて、まず艦砲射撃で地上の建物をすべてふきとばし、そのあと上陸して一帯を占領しました。

結局、そのときのまま、ずっとそこにいるわけです。沖繩に行つて少し高台にのぼつて地上をながめると、そのことがひと目でわかります。海岸に近い、非常に平らで優良な土地を、それから七〇年間、米軍が占拠しつづけている。海沿いの部分だけは一部返還されて商業地区になっているので、車で走っているとわからないのですが、少し高台にのぼると、

「ああ、米軍はあの海岸から一九四五年に上陸してきて、そのままそこに居すわったんだな」

ということが非常によくわかります。

つまり「占領軍」が「在日米軍」と看板をかけたかえただけで、一九四五年からずっと同じ形で同じ場所にいるわけです。本土は一九五二年の講和条約、沖繩は一九七二年の本土復帰によって主権を回復した事になっていますが、実際は軍事的な占領状態が継続したということです。

本土の米軍基地から、
ソ連や中国を

核攻撃できるようにしたい！

次にもう一枚写真を見ていただきます。下の写真は、先ほどご紹介した嘉手納という大きな空軍基地のとなりにある弾薬庫を写したものです。上にうっすらと見えているのが嘉手納空軍基地の飛行場です。飛行場と弾薬庫のあいだは、一見、片側二車線の広い道路で分断されているように見えるのですが、実は地下通路で結ばれ、自由に行き来できるようになっていきます。

こうした弾薬庫に、もつとも多い時期には沖縄全体で一三〇〇発の核兵器が貯蔵されていました。これはアメリカの公文書による数字です。

緊急事には、すぐにこうした弾薬庫から核爆弾が地下通路を通じて飛行場に運ばれ、飛行機に積み込まれるようになっていた。そしてシヨックなのは、それが本土の米軍基地に運ばれ、そこからソ連や中国を爆撃できるようになっていたということです。

つまりこの嘉手納基地から一度、本土にある三沢や横田、岩国といった米軍基地に核兵器を運んで、



そこから新たに爆撃機が飛び立って、ソ連や中国を核攻撃できるようになっていた。青森県にある米軍三沢基地などは、ソ連に近い場所にありますが、ほとんどその訓練しかやっていなかったといえます。

中国やソ連の核がほとんどアメリカに届かない時代から、アメリカは中国やソ連のわき腹のような場所、つまり南北に長く延びる日本列島全体から、一三〇〇発の核兵器をずっと突きつけていた。

アメリカは一九六二年のキューバ危機で、ソ連が核ミサイルを数発キューバに配備したと言って大騒ぎしました。あわや第三次世界大戦か、人類滅亡か、というところまで危機的状況が高まった。

われわれもそのことは、ケネディ兄弟がかっこよく活躍する映画などで知っています。しかしアメリカ自身は、その何百倍もひどいことをずっと日本で行っていたわけです。こうした事実を知ると、いかに私たちがこれまで「アメリカ側に有利な歴史」しか教えられていなかったかがわかります。

憲法九条二項と、

沖繩の軍事基地化は

セットだった

「えーっ、沖繩に一三〇〇発の核兵器があつたの？」

「しかもそれが本土の基地に運ばれて、そこから飛び立って中国やソ連を核攻撃できるようになっていったって?」

とても驚きました。この年になるまで、まったく知らなかったからです。

「じゃあ、憲法九条ってなに?」

と当然、疑問をもつわけです。ソ連・中国からしてみたら、自分たちのわき腹に一三〇〇発も核兵器を突きつけておいて、

「憲法九条? 悪い冗談はやめてくれ」という話なのです。

そこで歴史を調べていくと、憲法九条二項の戦力放棄と、沖縄の軍事基地化は、最初から完全にセットとして生まれたものだということがわかりました。つまり憲法九条を書いたマッカーサーは、沖縄を軍事要塞化して、嘉手納基地に強力な空軍を置いておけば、そしてそこに核兵器を配備しておけば、日本本土に軍事力はなくてもいいと考えたわけです。(一九四八年三月三日、ジョージ・ケナン国務省政策企画室長との会談ほか)

だから日本の平和憲法、とくに九条二項の「戦力放棄」は、世界じゅうが軍備をやめて平和になりましょうというような話ではまったくない。沖縄の軍事要塞化、核武装化と完全にセット。いわゆる護憲論者の言っている美しい話とは、かなりちがったものだということがわかりました。

戦後日本では、長らく「反戦・護憲平和主義者」というのが一番気もちのいいポジションでした。私もずっとそうでした。もちろんこの立場から誠実に活動し、日本の右傾化をくいとめてきた方も多数いらっしゃいます。その功績は決して忘れてはなりません。

しかし深刻な反省とともによく考えてみると、自分もふくめ大多数の日本人にとってこの「反戦・護憲平和主義者」という立場は、基本的になんの義務も負わず、しかも心理的には他者より高みにいられる非常に都合のいいポジションなのです。しかし現実の歴史的事実にもとづいていないから、やはり戦後の日本社会のなかで、きちんとした政治勢力にはなりえなかつたということになります。

驚愕の「砂川裁判」最高裁判決

沖繩に取材に行つて、こうしたさまざまな問題の存在を知りました。しかし最後までわからなかつたのは、日本は法治国家のほうです。なぜ、国民の基本的人權をこれほど堂々と踏みつけることができるのか。なぜ、米兵が事故現場から日本の警察や市長を排除できるのか。なぜ同じ町のなかで、アメリカ人の家の上は危ないから飛ばないけれど、日本人の家の上はどれだけ低空飛行をしてもいいなどという、めちゃくちゃなことが許されているのか。調べていくと、米軍駐留に関するひとつの最高裁判決（一九五九年）によって、在日米軍については日本の憲法が機能しない状態、つまり治外法権状態が「法的に認められている」ことがわかりました。

くわしくは、「戦後再発見」双書「第三巻の『検証・法治国家崩壊——砂川裁判と日米密約交渉』（吉田敏浩・新原昭治・末浪靖司著／創元社）を読んでいただきたいのですが、これは本当にとんでもない話で、普通の国だったら、問題が解明されるまで内閣がいくつつづけてもお

かしくないような話です。

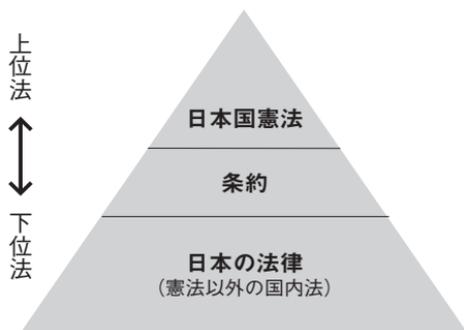
なにしろ、占領中の一九五〇年から第二代の最高裁判所長官をつとめた田中耕太郎という人物が、独立から七年後の一九五九年、駐日アメリカ大使から指示と誘導を受けながら、在日米軍の権利を全面的に肯定する判決を書いた。その判決の影響で、在日米軍の治外法権状態が確定してしまった。またそれだけでなく、われわれ日本人はその後、政府から重大な人権侵害を受けたときに、それに抵抗する手段がなくなってしまった。

そうしたまさに「戦後最大」と言っているような大事件が、最高裁の法廷で起きたのです。いまから半世紀以上前の一九五九年一月一六日のことです。

法律の問題なので少し観念的な話になりますが、どうかお聞きください。

憲法と条約と法律の関係 —— 低空飛行の正体は 航空法の「適用除外」

まず基本的な問題からご説明します。日本の法体系のなかでは、憲法と、条約、一般の法律の関係は下の図のようになっていくそうです。



もともと日米安保条約などの条約は、日本の航空法など、一般の国内法よりも強い。上位にあるそうです。これだけでも私などは「えーっ！」と驚いたのですが、みなさんはいかがでしょう？

これは憲法九八条二項にもとづく解釈で、「日本国が締結した条約は、これを誠実に遵守する」ということが憲法で定められているからです。この点に関しては、ほぼすべての法学者の見解が一致しているそうです。

その結果、どうなるか。条約が結ばれると、必要に応じて日本の法律（憲法以外の国内法）が書きかえられたり、「特別法」や「特例法」がつくられることとなります。つまり下位の法律が、新しい上位の法律に合わせて内容を変えるわけですね。ここまではよろしいでしょうか。

米軍機がなぜ、日本の住宅地上空でめちゃくちゃな低空飛行ができるのかという問題も法的構造は同じで、「日米安全保障条約」と、それにもとづく「日米地位協定」（在日米軍がもつ特権について定めた協定です）を結んだ結果、日本の国内法として、「航空特例法」という法律がつくられているからなのです。太字の部分だけで結構ですので、読んでみてください。

「日米地位協定と国連軍地位協定の実施にともなう航空法の特例に関する法律 第三項
（一九五二年七月一五日施行）

前項の航空機〔米軍機と国連軍機〕およびその航空機に乗りこんでその運航に従事する者については、航空法第六章の規定は、政令で定めるものをのぞき、適用しない」

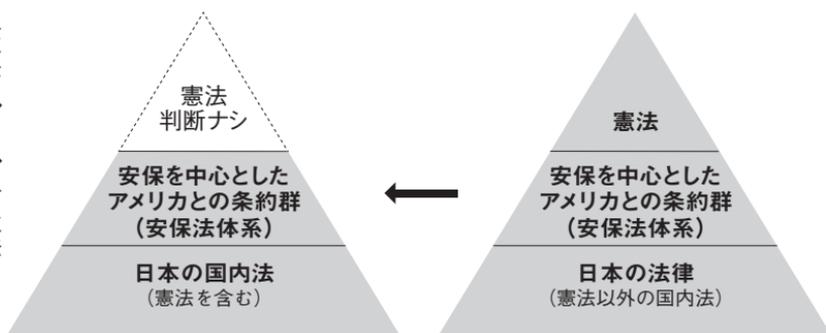
初めてこの条文の意味を知ったときは、本当に驚きました。右の特例法で「適用しない」としている「航空法第六章」とは、「航空機の運航」に関する五七条から九九条までをさします。「最低高度」や「制限速度」「飛行禁止区域」などについて定めたその四三もの条文が、まるまる全部「適用除外」となっているのです！ つまり米軍機はもともと、高度も安全も、なにも守らずに日本全国の空を飛んでよいことが、法的に決まっているということなのです。

アメリカ国務省の シナリオのもとに出された 最高裁判決

けれども、いくら条約（日米安保条約や日米地位協定）は守らなければならぬといっても、国民の人権が侵害されていいはずはない。そうした場合は憲法が歯止めをかけることになっていきます。下の右の図の関係です。

条約は一般の法律よりも強いが、憲法よりも弱い。近代憲法

上位法
⇕
下位法



砂川判決以降の法体系

憲法98条2項にもとづく一般的解釈

というのは基本的に、権力者の横暴から市民の人権を守るために生まれたものだからです。だから、いくら日本政府が日米安保条約を結んで、それが日本の航空法よりも強い（上位にある）といっても、もし住民の暮らしや健康に重大な障害があれば、きちんと憲法が機能してそうした飛行をやめさせる。

これが本来の法治国家の姿です。

ところが一九五九年に在日米軍の存在が憲法違反かどうかをめぐる争われた砂川裁判で、田中耕太郎という最高裁長官（前述したとおり、占領中の一九五〇年から、独立の回復をまたいで、安保改訂のあった一九六〇年まで在職しました）が、とんでもない最高裁判決を出してしまった。簡単に言うと、日米安保条約のような高度な政治的問題については、最高裁は憲法判断をしないでよいという判決を出したわけです*。

するとどうなるか。安保に関する問題については、前ページの右下の三角形の図から、一番上の憲法の部分が消え、左下の図のような関係になってしまう。

つまり安保条約とそれに関する取り決めが、憲法をふくむ日本の国内法全体に優越する構造が、このとき法的に確定したわけです。

だから在日米軍というのは、日本国内でなにをやってもいい。住宅地での低空飛行や、事故現場の一方的な封鎖など、これまで例に出してきたさまざまな米軍の「違法行為」は、実はちっとも違法じゃなかった。日本の法体系のもとでは完全に合法だということがわかりました。ひどい話です。その後の米軍基地をめぐる騒音訴訟なども、すべてこの判決を応用する形で「米軍機の飛行差し止めはできない」という判決が出ているのです。

そしてさらにひどい話がありました。それはこの砂川裁判の全プロセスが、検察や日本政府の方針、最高裁の判決までふくめて、最初から最後まで、基地をどうしても日本に置きつづけたいアメリカ政府のシナリオのもとに、その指示と誘導によって進行したということですね。この驚愕の事実には、いまから六年前（二〇〇八年）、アメリカの公文書によって初めてあきらかになりました。

判決を出した日本の最高裁長官も、市民側とやりあった日本の最高検察庁も、アメリカ国務省からの指示および誘導を受けていたことがわかっています。『検証・法治国家崩壊』にすべて公文書の写真付きで解説してありますので、興味のある方はぜひお読みください。本当に驚愕の事実です。

*—正確には「日米安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度な政治性を有するものが、違憲であるか否かの法的判断は（略）裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする」（判決要旨六）という判決でした。

「統治行為論」という、まやかし

この判決の根拠を、日本の保守派は「統治行為論」とよんで、法学上の「公理」のようにあつかっています。政治的にきわめて重要な、国家の統治にかかわるような問題については、司法は判断を留保する。それはアメリカやフランスなど、世界の先進国で認められている司法のあり方で、そうした重要な問題は、最終的には国民が選挙によって選択するしかな

いのだと。

一見、説得されてしまいそうになります。私も数年前、まだ有名大学の教授たちを無条件で信用していたときなら疑問に思わなかったでしょう。しかし少しでも批判的な眼で見れば、この理論があきらかにおかしいことがわかります。

たとえば米軍機をめぐる騒音訴訟を例にとつて考えてみましょう。高性能の戦闘機というのは、もう信じられないような爆音がしますから、当然健康被害が出ます。音というより振動です。体全体が衝撃を受ける。

そこでたまりかねた基地周辺の住民たちが、基本的人権の侵害だとして、飛行の差し止めを求める訴訟を起しています。でも、止められない。判決で最高裁は、住民がそうした騒音や振動によって被害を受けているという認定まではするのです。でも、そこから先、飛行の差し止めはしない。そういう不思議な判決を出すのです。

最高裁はその理由を「米軍は日本政府が直接指揮することのできない『第三者』だから、日本政府に対してその飛行の差し止めを求めることはできない」という、まったく理解不能なロジックによって説明しています。この判決のロジックは、一般に「第三者行為論」とよばれています。その根拠となつているのが、日米安保条約のような高度な政治的問題については最高裁は憲法判断をしないでよいという「統治行為論」であることはあきらかです。

しかしよく考えてみてください。国民の健康被害という重大な人権侵害に対して、最高裁が「統治行為論」的立場から判断を回避したら、それはすなわち三権分立の否定になる。それくらいは、中学生でもわかる話ではないでしょうか。

元裁判官で明治大学教授の瀬木比呂志氏は、この最高裁の判決について、「そもそも、アメリカと日米安保条約を締結したのは国である。つまり、国が米軍の飛行を許容したのである。(略)アメリカのやることだから国は一切あずかり知らないというのであれば、何のために憲法があるのか?」(『絶望の裁判所』講談社)ときびしく批判しています。もちろん、だれが考えてもこちらが正論です。

アメリカやフランスでも、 日本のような「統治行為論」は 認められていない

実はアメリカにもフランスにも、日本で使われているような意味での「統治行為論」は存在しません。まずフランスを見てみましょう。日本の「統治行為」という言葉のもとになったフランスの「アクト・ド・グヴェルヌマン (acte de gouvernement)」ですが、意外にも、「[フランスの学界では] 統治行為論は、その反法治主義的な性格のゆえに、むしろ多数の学説により支持されていない」

「[フランスの] 判例の中には統治行為の概念規定はおろか、その理論的根拠も示されていないうえに、一般に統治行為の根拠条文とされているものが一度も引用されていない」

と、この問題の第一人者である慶応大学名誉教授の小林節氏は書いています。(『政治問題の

そして統治行為論の安易な容認は、「司法による人権保障の可能性を閉ざす障害とも、また行政権力の絶対化をまねく要因ともなりかね」ず、「司法審査権の全面否定にもつながりかねない」と指摘しています。まさに正論と言えるでしょう。逆に言えば、砂川裁判以降、約半世紀にわたって日本の最高裁は、小林教授が懸念したとおりのことをやりつづけているのです。

一方、アメリカには「統治行為論」という言葉は存在せず、「政治問題」^{ポリティカル・イシュー}という概念があります。そのもつとも初期の例は、一九世紀にロード・アイランド州で内乱が起き、正統な政府であることを主張するふたつの州政府が並立した、そのとき連邦国家であるアメリカ合衆国の最高裁は、「どちらが州の正統政府かという問題については、独自に決定できない」という判断を下したというものです。そのような、判決によっては無政府状態を引き起こしかねない問題は、裁判所ではなく大統領の判断にゆだねるのが適当としたわけです。

フランスと違うのは、アメリカでは判例のなかでこの「政治問題」という概念が、かなり幅広く認められているということです。なかでも外交や戦争といった分野では、それを「政治問題」として司法が判断を避けるというケースがたしかにある。

しかしそれはあくまでも、「対外関係においては戦線（つまり自国の窓口）を統一することが賢明」（C・G・ポウスト）であるという立場から、絶対的な国益の確保を前提として、一時的に権力を大統領ほかに統合するという考えなのであって、外国軍についての条約や協定を恒常的に自国の憲法より上位に置くという日本の「統治行為論」とは、まったくちがったものなのです。

歴史が証明しているのは、日本の最高裁は政府の関与する人権侵害や国策上の問題に対し、絶対に違憲判決を出さないということです。「統治行為論」はそうした極端に政府に從属的な最高裁のあり方に、免罪符をあたえる役割をはたしている。日本の憲法学者はいろいろと詭弁を弄してそのことを擁護しようとしています。日本国憲法第八一条を見てください。そこにはこう書かれています。

「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」

これ以上、明快な条文もないでしょう。この条文を読めば、もつとも重要な問題について絶対に憲法判断をしない現在の最高裁そのものが、日本国憲法に完全に違反した存在であることが、だれの眼にもあきらかだと思えます。

アメリカとの条約が、

日本国憲法よりも

上位に位置することが確定した

深刻なのは、田中耕太郎が書いたこの最高裁判決の影響がおよぶのが、軍事の問題だけではないということです。最大のポイントは、この判決によって、

「アメリカ政府（上位）」 v 「日本政府（下位）」

という、占領期に生まれ、その後もおそらく違法な形で温存されていた権力構造が、

「アメリカとの条約群(上位)」 v 「憲法を含む日本の国内法(下位)」

という形で法的に確定してしまつたことにあります。

安保条約の条文は全部で一〇カ条しかありませんが、その下には在日米軍の法的な特権について定めた日米地位協定がある。さらにその日米地位協定にもとづき、在日米軍を具体的にどう運用するかをめぐつて、日本の官僚と米軍は六〇年以上にわたつて毎月、会議をしているわけです。

それが「日米合同委員会」という名の組織なのですが、左ページの図のように、外務省北米局長を代表とする、日本のさまざまな省庁から選ばれたエリート官僚たちと、在日米軍のトップたちが毎月二回会議をしている。そこでいろいろな合意が生まれ、議事録に書きこまれていく。合意したが議事録には書かない、いわゆる「密約」もある。全体でひとつの国の法体系のような膨大な取り決めがあるわけです。しかもそれらは、原則として公表されないことになっている。

官僚たちが忠誠を誓っていたのは、

「安保法体系」だった

そうした日米安保をめぐる膨大な取り決めの総体は、憲法学者の長谷川正安まさやす・名古屋大学名誉教授によって、「安保法体系」と名づけられています。その「安保法体系」が、砂川裁判の最高裁判決によって、日本の国内法よりも上位に位置することが確定してしまつた。つまり裁判になつたら、絶対にそちらが勝つ。すると官僚は当然、勝つほうにつくわけです。

官僚というのは法律が存在基盤ですから、下位の法体系(日本の国内法)より、上位の法体

日米合同委員会組織図

平成24年2月現在(外務省ホームページより)

*以下「代表」及び「議長」は、
日本側代表・議長を示す。

日米合同委員会

日本側代表 | 外務省北米局長

代表代理 | 法務省大臣官房長
農林水産省経営局長
防衛省地方協力局長
外務省北米局参事官
財務省大臣官房審議官

米側代表 | 在日米軍司令部副司令官

代表代理 | 在日米大使館公使
在日米軍司令部第五部長
在日米陸軍司令部参謀長
在日米空軍司令部副司令官
在日米海軍司令部参謀長
在日米海兵隊基地司令部参謀長

気象分科委員会

代表 気象庁長官

基本労務契約・船員契約紛争処理小委員会

代表 法務省大臣官房審議官

刑事裁判管轄権分科委員会

代表 法務省刑事局公安課長

契約調停委員会

代表 防衛省地方協力局調達官

財務分科委員会

代表 財務省大臣官房審議官

施設分科委員会

代表 防衛省地方協力局次長

周波数分科委員会

代表 総務省総合通信基盤局長

出入国分科委員会

代表 法務省大臣官房審議官

調達調整分科委員会

代表 経済産業省貿易経済協力局長

通信分科委員会

代表 総務省総合通信基盤局長

民間航空分科委員会

代表 国土交通省航空局管制保安部長

民事裁判管轄権分科委員会

代表 法務省大臣官房審議官

労務分科委員会

代表 防衛省地方協力局労務管理課長

航空機騒音対策分科委員会

代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長

事故分科委員会

代表 防衛省地方協力局補償課長

電波障害問題に関する特別分科委員会

代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長

車両通行分科委員会

代表 国土交通省道路局長

環境分科委員会

代表 環境省水・大気環境局総務課長

環境問題に係る協力に関する特別分科委員会

代表 外務省北米局参事官

日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会

代表 外務省北米局日米地位協定室長

刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会

代表 外務省北米局参事官

訓練移転分科委員会

代表 防衛省地方協力局地方調整課長

事件・事故通報手続に関する特別作業部会

代表 外務省北米局日米地位協定室長

事故現場における協力に関する特別分科委員会

代表 外務省北米局参事官

在日米軍再編統括部会

代表 外務省北米局日米安全保障条約課長
防衛省防衛政策局日米防衛協力課長

海上演習場部会

議長 水産庁漁政部長

建設部会

議長 防衛省地方協力局
地方協力企画課長

港湾部会

議長 国土交通省港湾局長

道路橋梁部会

議長 国土交通省道路局長

陸上演習場部会

議長 農林水産省経営局長

施設調整部会

議長 防衛省地方協力局地方調整課長
議長 防衛省地方協力局沖繩調整官

施設整備・移設部会

議長 防衛省地方協力局提供施設課長

沖縄自動車道建設調整 特別作業班

議長 防衛省地方協力局沖繩調整官

SACO実施部会

議長 防衛省地方協力局沖繩調整官

検疫部会

議長 外務省北米局日米地位協定室補佐

系（安保法体系）を優先して動くのは当然です。裁判で負ける側には絶対に立たないというのが官僚ですから、それは責められない。

しかも、この日米合同委員会のメンバーがその後どうなっているかを調べてみると、このインナー・サークルに所属した官僚は、みなそのあと、めざましく出世している。

とくに顕著なのが法務省で、省のトップである事務次官のなかに、日米合同委員会の元メンバー（大臣官房長経験者）が占める割合は、過去一七人中一二人。そのうち九人は、さらに次官より格上とされる検事総長になっているのです。

このように過去六〇年以上にわたって、安保法体系を協議するインナー・サークルに属した人間が、必ず日本の権力機構のトップにすわるといふ構造ができあがっている。ひとりの超エリート官僚がいたとして、彼の上司も、そのまた上司も、さらにその上司も、すべてこのサークルのメンバーです。逆らうことなどできるはずがない。だから鳩山さんの証言にあるように、日本国憲法によつて選ばれた首相に対し、エリート官僚たちが徒党を組んで、真正面から反旗をひるがえすというようなことが起こるわけです。

この章のはじめで、私が沖縄に行ったきっかけは、

「鳩山首相を失脚させたのは、本当はだれなのか」

「官僚たちが忠誠を誓っていた『首相以外のなにか』とは、いったいなんだったのか」

という疑問だったと言いましたが、この構造を知って、その疑問に答えが出ました。

彼らは日本国憲法よりも上位にある、この「安保法体系」に忠誠を誓っていたということだったのです。



PART 2

福島の謎

日本はなぜ、原発を止められないのか

沖縄の取材から東京にもどって『沖縄・米軍基地観光ガイド』を書き始め、だいたい原稿が完成したところに東日本大震災が起きました（二〇一一年三月一日）。そしてつづいて福島原発事故が起こる。最初はただ混乱するだけでしたが、二週間ほどすると状況が少しずつ見えてきました。

直前に沖縄を取材して、米軍基地をめぐる裁判について調べたばかりだったので、夏になるころには「沖縄イコール福島」という構造が、はっきりと見えていました。

つまり四三ページ左下の三角形の図と同じで、原発についてもおそらく憲法は機能しない。これから沖縄国際大学・米軍ヘリ墜落事故を何万倍にも巨大にしたような出来事が、必ず起きる。

沖縄の米軍ヘリ墜落事故では、加害者（米軍）が現場を封鎖して情報を隠蔽した。被害者（市民）が裁判をしても必ず負けた。そしてしばらくすると、加害者（米軍）が「安全性が確保された」と言って、平然と危険な訓練を再開した。福島でもその後、実際にそうなりつつあるわけです。

福島で起きた

「あきらかにおかしなこと」

原発事故が起きてから、私たち日本人はずっと大きな混乱のなかにいます。情報が錯綜するなか、東北や関東に住む多くの人びとが、

「すべてを捨てて安全な場所へ逃げたほうがいいのか」

「いまの場所にとどまって、生活の再建を優先したほうがいいのか」

そうした究極の選択を迫られることになったのです。

なかでも福島のみなさんは、二〇万人もの方たちが家や田畑を失い、仮設住宅のなかで明日をも知れぬ日々を送ることになりました。いくら室内をふいても、またもとにもどつてしまふ放射線の数値。とくに小さなお子さんをもつお母さん方の苦しみは、まさに言葉では言いつくせないものがあつたでしょう。

そんななか、少し事態が落ち着いてくると、被災者たちは信じられない出来事に次々と直面することになったのです。なかでも、もつともおかしかったのは、これほどの歴史的な大事故を起こし、無数の人びとの家や田畑を奪つておきながら、その責任を問われた人物がひとりもいなかったということでした。

「そんなバカな！」

考えてみてください。工場が爆発して被害が出たら、必ず警察が捜査に入ります。現場を調べ、事情を聴取して安全対策の不備を洗い出し、責任者を逮捕するはず。工事現場でクレーンが倒れ、通行人がケガ人をした程度の事件でも同じです。

それなのになぜ、この大惨事の加害者は罰せられないのか。警察はなぜ、東京電力へ捜査に入らないのか。安全対策の不備があつたかどうか、なぜ検証しないのか。家や田畑を失つた被害者に、なぜ正当な補償がおこなわれないのか。

被害者は仮設住宅で年越し、 加害者にはボーナス

そうした被災者たちの憤懣ふんまんは、事故の起きた二〇一一年の年末、もつともグロテスクな形であきらかになりました。多くの被災者たちが仮設住宅で「どうやって年を越せばいいのか」と頭をかかえているとき、東京電力の社員たちに、なんと年末のボーナスが支給されたのです。

福島のなかでも、原発のすぐそばにある双葉町ふたばまちは、もつとも深刻な被害を受けた町です。その町民とともに埼玉県に疎開した井戸川克隆町長いどがわかつたか（当時）は、このニュースを聞いたときほど悔しい思いをしたことはなかったと語っています。

「被害者である福島県民が見知らぬ仮住まいのなか、放射能におびえ、毎日壁を掃除しながら不安な日々を送っているのに、どうして加害者であるはずの東京電力の社員たちが、ボーナスをもらってヌクヌクと正月の準備をしているのか」

「現在、われわれは強制収容所に入れられているようなものだ。ただ食べ物とねぐらをあたえておけばいいというのは、家畜と同じではないか」（二〇一一年二月三日「完全賠償を求める総決起大会」）

翌二〇一二年一月八日、井戸川町長は福島県庁で面会した野田佳彦首相（当時）に、こう問いかけています。

「われわれを国民と想っていますか、法のもとの平等が保障されていますか、憲法で守られていますか」

まさに福島で原発災害にあった人たちの思いが、戦後七〇年にわたり沖縄で基地被害に苦しみつづけてきた人たちの思いと、びたりと重なりあった瞬間でした。

なぜ、大訴訟団が結成されないのか

おそらく普通の国なら半年もたたないうちに大訴訟団が結成され、空前の損害賠償請求が東京電力に対しておこなわれたはずです。

しかし日本ではそうならなかった。ほとんどの人が国のつくった「原子力損害賠償紛争解決センター」という調停機関を通じて事実上の和解をし、東京電力側の言い値で賠償を受けるという道を選択したのです。それはいまの日本社会では、いくら訴訟をして「お上かみにたてついて」も、最高裁まで行ったら必ず負けるといふ現実を、みんなよくわかっているからでしょう。

事実、原発関連の裁判の行方は、沖縄の基地被害の裁判を見ると予測できるのです。PART1で見たように、住民の健康にあきらかな被害をおよぼす米軍機の飛行について、最高裁は住民の健康被害を認定したうえで、「飛行の差し止めを求めることはできない」という、とんでもない判決を書いています。福島の裁判でも、それと同じような事態が起こることが予想されました。

福島集団疎開裁判

そして残念ながら、その後、やはりそうなっているのです。

現在、私たち関東や東北に住む人間がもつとも気にしているのが、子どもの被曝^{ひばく}問題です。子どもというのは放射能による健康被害を大人よりも受けやすく、その影響は三倍から一〇倍とされ、非常に病気になるやすい。だからとにかく子どもたちを早く逃がすべきだ。

完全に移住させることが無理なら、定期的に放射線の数値が低い場所に疎開させて、免疫力の低下を防ぐしかない。定期的に一、二週間疎開するだけでもずいぶん被害が減ることは、チェルノブイリの事例でわかっているからです。

そのため現在、福島集団疎開裁判という裁判が柳原敏夫弁護士などによっておこなわれています。第二次世界大戦のとき、大人は苦しい生活のなか、ちゃんと子どもを空襲のない土地に疎開させたじゃないか。それと同じだ。だから子どもたちを安全な県外に移住させるために行政措置をとれ、税金を出せという裁判です。

この部分をよく見ていただきたいのですが、昨年（二〇一三年）の四月二四日、仙台高等裁判所はその集団疎開裁判の判決のなかで、こうのべています。

「チェルノブイリ原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑^{かん}みれば、福島第一原発付近で生活居住する人びと、とりわけ児童の生命・身体・健康について、由々しい事態の進行が懸念されるところである」

そうはつきり判決に書いているのです。これはなにを意味しているかというところ、ほぼ確実に数年以内に、甲状腺癌がになった子どもたちが大量に出現するということです(すでに統計上、あきらかな兆候が出ています)。チェルノブイリで起きたように、先天性障害や心臓病になった子どもたちも数多くあらわれることが予想される。裁判所がそれを認めているのです。

しかし、それでも子どもを救うための行政措置をとる必要はないという判決が出てしまつた。住民側敗訴です。その理由のひとつが、多くの児童を含む市民の生命・身体・健康について、「中長期的には懸念が残るものの、現在ただちに不可逆的な悪影響をおよぼすおそれがある」とまでは証拠上認めがたい」からだということです。

いったいこの「高等」裁判所はなにを言っているのでしょうか？ おなじ判決文の前段と後段に論理的な整合性がない。これは先にふれた沖繩の米軍機・騒音訴訟とまったく同じ構造なのです。

原発関連の訴訟にも

「統治行為論」が使われている

沖繩で積み重ねられた米軍基地裁判の研究から類推して、こうしたおかしな判決が出る原因は、やはり「統治行為論」しか考えられないと思います。仙台高等裁判所の判決文を読むと、判事のなかに「真つ当な判決」を書こうと努力した人がいたことがわかります。けれどもその人物が書いた「とりわけ児童の生命・身体・健康について、由々しい事態の進行が懸

念される」という判決文に接ぎ木される形で、「しかし行政措置をとる必要はない」という非論理的な結論が出されてしまった。いったいそれはなぜなのか。

これまで原発に関する訴訟では、たった三件だけ住民側が勝訴しています。

まず日本で初めての住民側勝訴の判決、しかも現在にいたるまで、高等裁判所で唯一の住民側勝訴（設置許可無効）の判決を書いたのが、当時名古屋高裁金沢支部の判事だった川崎和夫裁判長です。

その川崎氏は、のちに朝日新聞記者の質問に答えて、自分はそういう考えをとらなかつたが、「原発訴訟に統治行為論的な考え方を取り入れるべきだ」という人がいることは聞いたことがありますが」とはっきりのべています。（『原発と裁判官』磯村健太郎＋山口栄二著／朝日新聞出版）

次に地方裁判所（金沢地裁）で最初の住民側勝訴（運転差し止め）の判決を書いたのが、現在弁護士として、柳原弁護士とともに集団疎開裁判を手がけている井戸謙一裁判長です。

そして三番目が、今年（二〇一四年）五月二一日、大飯^{おおひ}原発三、四号機の再稼働を差し止める住民側勝訴の判決を書いた、福井地裁の樋口英明裁判長です。

この樋口判決は、人びとに大きな勇気をあたえるものでした。それはこの判決が、安倍政権の進める圧倒的な原発再稼働への流れのなかで、人びとが口に出しにくくなっていた原発への不安や怒りを、チェルノブイリの事例をもとに、論理的に、また格調高い文章で表現してくれたからでした。

「地震大国日本において基準地震動〔関西電力が設定した最大振動〓七〇〇ガル〕を超

える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的見通しにしかすぎない」
「当裁判所は、「関西電力側が展開したような」きわめて多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている」

日本の司法は、まだ死んではいなかった。そう思わせてくれるすばらしい判決内容でした。しかし残念ながら、現在の法的構造のなかでは、この判決が政府・与党はもちろん、関西電力の方針に影響をあたえる可能性も、ほとんどありません。少なくとも最高裁までいったら、それが必ずくつがえることを、みんなよくわかっているからです。

*1—二〇〇三年「動燃・もんじゅ訴訟 二審判決」／二年後の最高裁判決で住民側・逆転敗訴。

*2—二〇〇六年「北陸電力・志賀原発二号機訴訟 一審判決」／三年後の控訴審で住民側・逆転敗訴。

*3—二〇一四年「大飯原発三、四号機差し止め訴訟 一審判決」。

沖縄から見た福島

福島の状況が過酷なのは、私がいま説明したようなウラ側の事情についての知識が、県内でほとんど共有されていないというところからです。話しあう人がいない。当然です。いままでなにも問題なく暮らしていたところに、突然、原発が爆発したわけですから。

その点、沖縄には長い闘いの歴史があって、米軍基地問題についてさまざまな研究の蓄積

があり、住民の人たちがウラ側の事情をよくわかっている。また、そうした闘いを支える社会勢力も存在する。まず「琉球新報」と「沖縄タイムス」という新聞社二社がきちんとした報道をし、正しい情報を提供しています。政治家にも大田昌秀・元沖縄県知事や、伊波洋一・元宜野湾市長のような素晴らしい知識人がいる。名護市の稲嶺進市長のような、もともと市の職員だった、まさに民衆のなかから生まれた「闘う首長」もいる。大学教授や弁護士、新聞記者のなかにも、きちんと不条理と闘う人たちが何人もいる。

しかし福島県にはそうしたまとまった社会勢力は存在しない。もちろん地元メディアや市民団体の人たちはがんばっています。それを支える社会勢力がない。そんななか、原発推進派の政治家たちが、被害者である県民たちを、放射能で汚染された土地に帰還させようとしているのです。

ですから福島で被災している方々に、そうした沖縄の知恵をなんとか伝えたい。戦後七〇年近く積み重ねられてきた沖縄の米軍基地問題についての研究と、そこであきらかになつた人権侵害を生む法的な構造を、福島のみなさんになんとか知っていただきたいと思つて、いまこの本を書いているのです。

日本はなぜ、原発を止められないのか

福島原発事故という巨大な出来事の全貌があきらかになるには、まだまだ長い時間が必要です。政府はもちろん情報を隠蔽しつづけるはずですし、米軍基地問題のように、関連する

アメリカの機密文書が公開されるまでには、三〇年近くかかります。

もちろん私たちにそれを待つ時間はのこされていません。歴史的経緯がきれいに解明されたとき、すでに日本全土が放射能で汚染されていては意味がないからです。ですから原発を動かそうとしている「主犯はだれか、その動機はなにか」という問題について、本書では棚上げにすることをお許しください。

主犯は、いったいだれなのか。みずからの間違いを認め、政策転換をする勇気のない日本の官僚組織なのか。原発利権をあきらめきれない自民党の政治家なのか。同じ自民党のなかでも、核武装の夢を見つづけている右派のグループなのか。

それとも電力会社に巨額の融資をしてしまっている銀行なのか。国際原子力村とよばれるエネルギー産業やその背後にいる国際資本なのか。その意向を受けたアメリカ政府なのか。

いろんな説がありますが、実態はよくわかりません。とりあえず本書では、犯人は「原発の再稼働によって利益を得る勢力全員」と定義しておきたいと思えます。

より重要な問題は、「動かそうとする勢力」ではなく、「止めるためのシステム」のほうにあります。福島の事故を見て、ドイツやイタリアは脱原発を決めた。台湾でも市民のデモによって、新規の原発（台湾電力・第四原子力発電所）が建設中止に追いこまれた。

事故の当事国である日本でも、もちろん圧倒的多数の国民が原発廃止を望んでいる。^{*}すべての原発が停止した二〇一四年夏、電力需要のピーク時に電力はじゅうぶんな余裕があり、原発を全廃しても日本経済に影響がないことはすでに証明されている。

それなのに、日本はなぜ原発を止められないのか。

*—脱原発「賛成」七七%、原発再稼働「反対」五九%（「朝日新聞」世論調査／二〇一四年三月一五、一六日）

オモテの社会とウラの社会

この問題を考えるとき、もつとも重要なポイントは、いま私たちが普通の市民として見ているオモテの社会と、その背後に存在するウラの社会とが、かなり異なった世界だということです。そしてやっかいなのは、私たちの眼には見えにくいそのウラの社会こそが、法的な権利にもとづく「リアルな社会」だということなのです。

PART1の最後でご説明したとおり、オモテの最高法規である日本国憲法の上に、安本法体系が存在するというのがその代表的な例のひとつです。

「そんなバカな。めちやくちやじゃないか」

とあなたはおっしゃるかもしれません。私もそう思います。しかし現実の社会は、そのめちゃくちゃな法体系のもとで判決が出され、権力が行使され、日々経済活動がおこなわれているのです。ですからその構造を説明し、正しく変える方向に進むことができなければ、オモテの社会についていくら論じたり、文句を言ったりしても、まったく意味がないということになってしまいます。

さらに複雑な問題があります。PART1でご説明した、

という関係は、一般の人には見えにくいものの、きちんと明文化されている問題です。だから順を追って、ていねいに見ていくと、だれの眼にもあきらかになる。しかし複雑なのは、さらにその上に、安保法体系にも明記されていない隠された法体系があるということです。

それが「密約法体系」です。つまりアメリカ政府との交渉のなかで、どうしても向こうの言うことを聞かなければならない、しかしこれだけはとも日本国民の目にはふれさせられない、そうした最高度に重要な合意事項を、交渉担当者間の秘密了解事項として、これまでずっとサインしてきたわけです。

そうした密約の数々は、国際法上は条約と同じ効力をもっています。ですから四三ページの図で見たように、もともと日本の法律よりも上位にあり、さらに砂川裁判最高裁判決によって、日本の憲法よりも上位にあることが確定している。約六〇年にわたって、そうしたウラ側の「最高法規」が積み重なっているのです。

この「密約法体系」の存在を考えに入れて議論しないと、「なぜ沖縄や福島で起きているあきらかな人権侵害がストップできないのか」

「なぜ裁判所は、だれが考えても不可解な判決を出すのか」

「なぜ日本の政治家は、選挙に通ったあと、公約と正反対のことばかりやるのか」
ということが、まったくわからなくなってしまうのです。

アメリカで機密解除された ふたつの公文書

この密約法体系は、まさに戦後日本の闇そのものと言えるような問題です。ですから本来非常に複雑なのですが、ここではそれを極限まで簡単にご説明したいと思います。アメリカで機密解除された次の公文書をふたつだけ読んでもらえば、戦後七〇年たつてもなお、日本がまともな主権をもつ独立国でないことが、どなたにもはっきりと理解していただけると思います。

まずみなさんよくご存じのとおり、日本は第二次大戦で無残に敗北し、米軍によって六年半、占領されました。その間、一九五二年に日本が独立を回復するまで、米軍は日本国内で自由に行動することができました。もちろん日本の法律など、なにも関係ありません。まさに米軍はオールマイティの存在でした。占領とはもともとそういうものですから、そのこと自体はしかたなかったのかもしれない。

しかし問題は占領の終結後、それがどう変わったかです。サンフランシスコ講和条約と日米安保条約を同時に結び、一九五二年に独立を回復したはずの日本の実態はどうだったのか。

答えは「依然として、軍事占領状態が継続した」ということになります。沖縄だけの話ではありません。日本全体の話です。その証拠となるふたつの文書が、アメリカで機密解除された公文書のなかから見つかっているのです。『日米「密約」外交と人民のたたかい』新原昭治／新日

本出版社)

まずひとつ目が、一九五七年二月一日、日本のアメリカ大使館から本国の国務省にあてて送られた秘密報告書です。当時、再選されたばかりだったアイゼンハワー大統領は、世界中の米軍基地の最新状況を把握するため、フランク・ナッシュ大統領特別補佐官に命じて極秘報告書(「ナッシュ・レポート」)をつくらせていました。アメリカ大使館が作成した左の報告書は、そのナッシュ・レポートを書くための基礎資料として本国へ送られたものです。

公文書なので少し読みにくいかもしれませんが、これだけがんばって、次の引用箇所を全部読んでみてください。これは私たち日本人が現在直面する数々の問題を解決するため、どうしても知っておかねばならない最重要文書のひとつだからです。

ちなみに文中に出てくる「行政協定」というのは、旧安保条約のもとで日本に駐留する米軍が、どのような法的特権をもっているかについて定めた日米間の取り決めです。旧安保条約(一九五二年発効)に対応する取り決めが日米行政協定、現在の安保条約(一九六〇年発効)に対応する取り決めが日米地位協定という関係になります。

「在日米軍基地に関する秘密報告書」(矢部による英文からの部分訳 文中の番号も矢部による)

「日本国内におけるアメリカの軍事行動の(略)きわだつた特徴は、その規模の大きさと、アメリカにあたえられた基地に関する権利の大きさにある。〔安保条約にもとづく〕行政協定は、アメリカが占領中に保持していた軍事活動のための(略)権限と(略)権利を、アメリカのために保護している。安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談

もなしに(略)米軍を使うことができる。^②

行政協定のもとでは、新しい基地についての条件を決める権利も、現存する基地を保持しつづける権利も、米軍の判断にゆだねられている。^③ それぞれの米軍施設についての基本合意に加え、地域の主権と利益を侵害する数多くの補足的な取り決めが存在する。^④ 数多くのアメリカの諜報活動機関(略)の要員が、なんの妨げも受けず日本中で活動している。^⑤

米軍の部隊や装備(略)なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前連絡さえなしに、日本への出入りを自由におこなう権限があたえられている。^⑥ すべてが(略)米軍の決定によって、日本国内で演習がおこなわれ、射撃訓練が実施され、軍用機が飛び、その他の非常に重要な軍事活動が日常的におこなわれている。^⑦

いかがでしょうか？ 米軍の特権を定めた日米行政協定について、この秘密報告書は、「行政協定は、アメリカが占領中に持っていた軍事活動のための(略)権限と(略)権利を、アメリカのために保護している」^①

「(行政協定には)地域の主権と利益を侵害する数多くの補足的な取り決めが存在する」^④ とはつきり書いています。アメリカ大使館自身が、大統領への調査資料のなかでその事実を認めているのですから、いくら日本の外務省や御用学者たちがその内容を否定しても、なんの意味もありません。彼らはこの事実があきらかになると世論からバッシングを受ける側、つまり事実を隠蔽する動機をもつ立場にいるからです。

この秘密報告書があきらかにしているのは、日本に駐留する米軍の権利については、占領期から独立（一九五二年）以降にかけて、ほとんど変わることなく維持されたということです。この文書が書かれた一九五七年といえ、独立からすでに五年が過ぎ、三年後には安保条約が改定される、そんな時期です。しかし依然として軍事占領状態が継続していた。そのことが、アメリカ大統領の要請にもとづいておこなわれた特別補佐官の極秘調査資料によって証明されているのです。

米軍の権利は、

旧安保条約と新安保条約で、

ほとんど変わっていない

「いや、それは大昔のことですよ」

日米の密約が公表されると、自民党の政治家は必ずこう言います。昔はそういう占領のなごりのようなものがのこっていたが、わが自民党の誇る岸信介のふすけ首相が、一九六〇年に政治生命をかけて安保条約を改定し、そうした不平等状態に終止符を打つたのだと。

しかし、もうひとつ次の文書を見てください。これはその一九六〇年の新安保条約を調印する直前に、岸政権の藤山外務大臣とマッカーサー駐日アメリカ大使（マッカーサー元帥の甥）がサインした「基地の権利に関する密約（基地権密約）」です。前出の秘密報告書と同じく、この文書も国際問題研究家で、こうした「日米密約研究」という研究ジャンルそのものの創

始者である新原昭治さんが発見されました。左の文中①が「米軍基地」のこと、②が新安保条約のもとで結ばれた「日米地位協定」のこと、③が旧安保条約のもとで結ばれた「日米行政協定」のことです。それぞれ置きかえて読んでみてください。 (文中の番号は矢部による)

「日本国における合衆国軍隊の使用のため日本国政府によつて許与された施設および区域内での合衆国の権利は、一九六〇年一月一九日にワシントンで調印された協定^②第三條一項の改定された文言のもとで、一九五二年二月二八日に東京で調印された協定^③のもととで変わることなく続く」(一九六〇年一月六日)

つまり米軍基地を使用するうえでの米軍の権利については、

「これまでの取り決め(日米行政協定)と、これからの取り決め(日米地位協定)には、まったく変わりがありません」

ということをし、日本政府が約束しているのです。

そしてこの一九六〇年以降、日米地位協定はひと文字も改定されていませんから、先の秘密報告書(一九五七年)とこの密約文書(一九六〇年)をふたつ並べただけで、現在の日本において、米軍が基地の使用については占領期とほぼ同じ法的権利をもっていることが論理的に証明されるのです。

オスプレイの謎

右のふたつの文書を読んだだけで、現在の日本に起きている、いくつかの不思議な出来事の謎が解けます。

まず、オスプレイです。

みなさんよくご存じのとおり、オスプレイというのは米軍が開発した、非常に事故の多い特殊軍用機です。二〇一二年九月、このオスプレイの沖縄への配備がせまるなか、沖縄県のすべての市町村（全四二）の議会が「受け入れ反対」を表明し、一〇万人の沖縄県民が集まって反対集会を開きました。

さらに翌二〇一三年一月には、沖縄のすべての市町村長と議長（代理を含む）が上京し、「オスプレイの配備撤回」や「辺野古への基地移設の断念」を求める「建白書（抗議要請文）」を安倍首相に手渡したのです。

しかしそれでもオスプレイは、反対運動などにもなかつたかのように沖縄に配備され、訓練がおこなわれるようになりました。アメリカ本国では「遺跡にあたる影響」や「コウモリの生態系にあたる影響」を考慮して、訓練が中止になっているにもかかわらずです。

有名な話ですが、配備直前の二〇一二年七月、民放のテレビ番組に出演した野田首相は、「オスプレイの」配備自体はアメリカ政府の基本方針で、同盟関係にあるとはいえ、「日本側から」どうしろ、こうしろという話ではなから」

とのべました。日本国民の安全や生命がおびやかされているのに「どうしろ、こうしろという話ではない」とは、いったいどういう言い草か。このとき日本人はみなその無責任さに驚いたわけですが、六七ページの秘密報告書を読めば、彼がなぜそう言ったかがわかります。

「安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなしに(略)米軍を使うことができる」^②

「米軍の部隊や装備(略)なども、(略)地元当局への事前連絡さえなしに、日本への出入りを自由に行なう権限があたえられている」

と、はつきり書いてあります。一九五二年に結ばれた日米行政協定の第三条と第二六条がこうした権利の根拠となっています。

そして『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』でくわしく論じたように、七〇ページのような数々の密約によって、そうした米軍の権利は現在まで基本的に変わらず受けつがれていることがわかっていいる。密約といっても、外務大臣と大使が正式にサイン(イニシヤルだけのサインでした)したものですから、これは条約とまったく同じ法的効力をもつのです。

さらにPART Iでご説明したとおり、米軍が密約にもとづいてこれらの権限を行使したとき、日本国民の側に立って人権侵害にストップをかけるべき憲法は、一九五九年の砂川裁判最高裁判決によって機能停止状態におちいつている。

つまり日本国首相に、この密約に抵抗する手立てはなにもないわけです。だからおそらく野田首相は、外務省からレクチャーされたとおりに「この国の真実」を語るしかなかったのだでしょう。もちろんそこに心の痛みや、知的な疑問がカケラも感じられなかったことは、きびしく指摘しておく必要がありますが。

辺野古の謎

もうひとつ、オスプレイと並んで有名な、辺野古の新基地建設をめぐる謎があります。

一九九五年、沖縄の中部で三人の米兵が、商店街にノートを買いにきた一二歳の女子小学生を車で連れ去り、近くの海岸で三人でレイプしました。この事件をきっかけに、沖縄では米軍の駐留に対する大規模な反対運動がわき起こり、翌一九九六年には「世界一危険な飛行場」と言われた普天間基地の返還が合意されました。

ところがいつのまにか、普天間返還の条件として、沖縄本島北部の美しい辺野古の岬に、大規模な米軍基地を新たに建設するという日米政府の合意がなされていたのです。

そもそも現在沖縄にある基地は、すべて米軍によって強制的に奪われた土地につくられたものです。戦争中はもちろん、戦後になっても、銃を突きつけ、家をブルドーザーで引き倒し、住民から無理やり土地を奪って建設したものです。

しかし、もし今回、辺野古での基地建設を認めてしまったら、それは沖縄の歴史上初めて県民が、米軍基地の存在をみずから容認するということになってしまう。それだけは絶対にできないということで、粘り強い抵抗運動が起きているのです。

もしも日本政府が建設を強行しようとしたら、流血は必至です。日本中から反対運動に参加する人たちが押し寄せるでしょう。

それなのに、なぜ計画を中止することができないのか。

先ほどの一九五七年の秘密文書を見てください。

「新しい基地についての条件を決める権利も、現存する基地を保持しつづける権利も、米軍の判断にゆだねられている」^⑧

こうした内容の取り決めに日本政府は合意してしまっているのです。ですからいくら住民に危険がおよぼうと、貴重な自然が破壊されようと、市民が選挙でNOという民意を示そうと、日本政府から「どうしろ、こうしろ」と言うことはできない」。オスプレイとまったく同じ構造です。

だから日本政府にはなにも期待できない。自分たちで体を張って巨大基地の建設を阻止するしかない。沖縄の人たちは、そのことをよくわかっているのです。

日本には国境がない

「でもそれは基地の問題だけだろう。軍事関係の問題だけだ。占領の継続とか、日本全体が独立国家ではないとか、おおげさなことを言うな」

と言う方もいます。しかし三五ページの図をもう一度よく見てください。太平洋上空から首都圏全体をおおう巨大な空域が米軍によって支配されています。日本の飛行機はそこを飛ばませんし、米軍から情報をもらわなければ、どんな飛行機が飛んでいるかもわかりません。

そしてその管理空域の下には、横田や厚木、座間、横須賀などといった、沖縄並みの巨大な米軍基地が首都東京を取りかこむように存在しており、それらの基地の内側は日米地位協

定によって治外法権状態であることが確定しています。このふたつの確定した事実から導かれる論理的結論は、

「日本には国境がない」

という事実です。

二〇一三年にアメリカ政府による違法な情報収集活動が発覚したとき（いわゆる「スノーデン事件」）、「バックドア」という言葉がよく報道されました。つまり世界中にあるさまざまなかたべースが、表面上は厳重に保護されているように見えても、後ろ側に秘密のドアがあって、アメリカ政府はそこから自由に出入りして情報を入手していたということです。

日本という国には、まさに在日米軍基地というバックドアが各地にあつて、米軍関係者はそこからノーチェックで自由に日本に出入りしている。自分たちの支配する空域を通つて基地に着陸し、そのまま基地のフェンスの外に出たり入ったりしているのです。だからそもそも日本政府は、現在、日本国内にどういふアメリカ人が何人いるか、まったく把握できていないのです。

国家の三要素とは、国民・領土（領域）・主権だといわれます。国境がないということは、つまり領域がないということです。首都圏の上空全域が他国に支配されているのですから、もちろん主権もない。日本は独立国家ではないということになります。

「バックドア」から出入りする CIAの工作員

だんだん書いていて悲しくなってきましたが、いくらつらくても、「はじめに」で書いた「大きな謎を解く」ためには、現実をしつかり直視しなければなりません。この問題に関連してもうひとつ、非常に重要な事実があるからです。

それは米軍基地を通じて日本に自由に入出入りするアメリカ人のなかに、数多くのCIAの工作員エージェントが含まれているということです。こう言うと、「ほら始まった。やっぱりこいつは陰謀論者だ」

と思う方がいるかもしれません。しかし、ちがうのです。先ほどご紹介した大統領特別補佐官への秘密報告書をもう一度見てください。そのなかに、はつきりところ書かれているのです。

「数多くのアメリカの諜報活動機関（略）の要員が、なんの妨げも受けず日本中で活動している」（六八ページ⑤）とちゃんと書いてありますよね。驚くべきことではないでしょうか。こうした権利も一九六〇年の密約によって、現在までなにも変わらず受けつがれている。

現在でも米軍やCIAの関係者は直接、横田基地や横須賀基地にやってきて、そこから都心（青山公園内の「六本木ヘリポート」）にヘリで向かう。さらに六本木ヘリポートから、日米合同委員会の開かれる「ニューサンノー米軍センター」（米軍専用のホテル兼会議場）やアメリカ



上●「六本木ヘリポート」から、ニューサンノー
米軍センターとアメリカ大使館への経路
右下●日米合同委員会が開かれる「ニューサン
ノー米軍センター」| ©須田慎太郎
左下●「六本木ヘリポート」—六本木トンネル
の上の青山公園内にある。青山墓地の向こうに
新宿の高層ビルが見える。| ©須田慎太郎



大使館までは、車で五分程度で移動することができます（一三五ページ）。それでも日本政府はなんの抗議もしないわけです。

先にふれたスノーデン事件のとき、電話を盗聴された各国（ドイツやフランス、ブラジルなど）の首脳たちがアメリカ政府に激しく抗議するなか、日本の小野寺防衛大臣だけは、「そのような報道は信じたくない」

と、ただのべるだけでした。日本の「バックドア」は情報空間だけでなく、首都圏上空や米軍基地という物理空間にも設けられている。そのことを考えると、いまさらそんな盗聴レベルの問題について抗議しても、たしかに意味はありません。そう答えるしかなかったのだと思います。

外国軍が駐留している国は 独立国ではない

六本木というのは東京の都心中の都心です。そこに「六本木ヘリポート」というバックドアがあり、CIAの工作員が何人でも自由に入国し、活動することができます。そしてそれらの米軍施設内はすべて治外法権になっており、沖縄や横須賀や岩国と同じく、米軍関係者が施設外で女性をレイプしても、施設内に逃げこめば基本的に逮捕できない。これはまちがいに、占領状態の延長です。

PART1でお話しした私の本『本土の人間は知らないが、沖縄の人はみんな知っていること——沖

繩米軍基地観光ガイド』のメイン・タイトルにある「沖縄の人はみんな知っていること」、それは同時に「本土の日本人以外、世界中の人が知っていること」でもあるのですが、それは、

「外国軍が駐留している国は独立国ではない」という事実です。

だからみんな必死になって外国軍を追いだそうとします。あとでお話しするフィリピンやイラクがそうです。フィリピンは憲法改正によって、一九九二年に米軍を完全撤退させました。

イラクもそうです。あれほどボロ負けしたイラク戦争からわずか八年で、米軍を完全撤退させています（二〇一一年）。綿井健陽わたいたけはるさんという映像ジャーナリストがいますが、彼がイラク戦争を撮影した映像のなかで、戦争終結直後、五〇歳くらいの普通のイラクのオヤジさんが町で大声で、こんなことを言っていました。

「アメリカ軍にアドバイスしたい。できるだけ早く出て行ってくれ。さもなければひとりずつ、銃で撃つしかない。われわれはイラク人だ。感謝していることもあるが、ゲームは終わった。彼らはすぐに出て行かなければならない」（『Little Birds イラク戦火の家族たち』）

普通のオヤジさんですよ。撃つといってもせいぜい小さなピストルをもっているくらいでしょう。しかし、これが国際標準の常識なんだと思います。占領軍がそのまま居すわつたら、独立国でなくなることをよく知っている。

前出の孫崎享さんに言わせると、実はベトナムもそうなんだと。ベトナム戦争というのは視点を変えて見ると、ベトナム国内から米軍を追いだすための壮大な戦いだったということ

です。

三つの裏マニユアル

このように「戦後日本」という国は、占領終結後も国内に無制限で外国軍（米軍）の駐留を認め、軍事・外交面での主権をほぼ放棄することになりました。

もちろんそのようにアメリカに従うことで、大きな経済的利益を手にしたことも事実です。また、東西冷戦構造が存在した時代は、その矛盾もいまほど目立つことはありませんでした。

しかし冷戦が終わったいま、国内（くり返しますが、決して沖縄だけではありません）に巨大な外国軍の駐留を認め、その軍隊に無制限に近い行動の自由を許可するなどということは、どう考えても不可能になっています。辺野古の新基地建設やオスプレイの問題によくあらわれているように、どうやっても解決不能な問題が生まれてしまう。なぜなら、

「自国内の外国軍に、ほとんど無制限に近い行動の自由を許可すること」と、
「民主的な法治国家であること」は、絶対に両立しないからです。

その大きな矛盾を隠すために、「戦後日本」という国は、国家のもっとも重要なセクションに分厚い裏マニユアルを必要とするようになりました。

できた順番でご紹介します。それは、

① 最高裁の「部外秘資料」（一九五二年九月…正式名称は「日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料」最高裁判所事務総局／編集・発行）

② 検察の「実務資料」（一九七二年三月…正式名称は「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」法務省刑事局／作成・発行）

③ 外務省の「日米地位協定の考え方」（一九七三年四月…正式名称同じ。外務省条約局／作成）

の三つです。これらはいずれも、独立した法治国家であるはずの日本の国内で、米軍および米兵に事実上の「治外法権」をあたえるためにつくられた裏マニュアルです（三つとも、日米合同委員会における非公開の「合意議事録」の事例をマニュアル化する形でまとめられたものです）。

それぞれのマニュアルについてくわしくお知りになりたい方は、①と②については『検証・法治国家崩壊』の著者である吉田敏浩さん著の『密約―日米地位協定と米兵犯罪』（毎日新聞社）を、③については前泊博盛さん編著の『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（戦後再発見）双書「第二巻 創元社」をぜひお読みください。

殺人者を無罪にする 役所間の連係プレー

ごく簡単に説明しておきますと、たとえば在日米軍の兵士が重大な犯罪をおかすとき、女性をレイプしたり、車で人をはねたり、ひどい場合には射殺したりする。すると、そ

のあつかいをめぐって、日本のエリート官僚と在日米軍高官をメンバーとする日米合同委員会（↓五二ページ）で非公開の協議がおこなわれるわけです。

実際に二一歳の米兵が、四六歳の日本人主婦を基地のなかで遊び半分に射殺した「ジラード事件」（一九五七年・群馬県）では、その日米合同委員会での秘密合意事項として、「日本の検察が」ジラードを殺人罪ではなく、傷害致死罪で起訴すること、

「日本側が、日本の訴訟代理人「検察庁」を通じて、日本の裁判所に対し判決を可能なかぎり軽くするように勧告すること」

が合意されたことがわかっています。（『秘密のファイル』春名幹男／共同通信社）

つまり、米軍と日本の官僚の代表が非公開で協議し、そこで決定された方針が法務省経由で検察庁に伝えられる。報告を受けた検察庁は、みずからが軽めの求刑をすると同時に、裁判所に対しても軽めの判決をするように働きかける。裁判所はその働きかけどおりに、あるいはないほど軽い判決を出すという流れです。

ジラード事件のケースでいうと、遊び半分で日本人女性を射殺したにもかかわらず、検察は秘密合意にしたがって、ジラードを殺人罪ではなく傷害致死罪で起訴し、「懲役五年」という異常に軽い求刑をしました。それを受けて前橋地方裁判所は、「懲役三年、執行猶予四年」という、さらに異常なほど軽い判決を出す。そして検察が控訴せず、そのまま「執行猶予」が確定。判決の二週間後には、ジラードはアメリカへの帰国が認められました。

「アメリカとの協議（外務省）↓異常に軽い求刑（法務省↓検察庁）↓異常に軽い判決（地方裁判所）↓アメリカへの帰国（外務省）」

という役所間の連係プレーによって、あきらかな殺人犯に対し事実上の無罪判決が実現したわけです。

日本のエリート官僚が、 ウラ側の法体系と一体化してしまった

PART1でご紹介した砂川裁判でも、米軍基地の違憲判決を受け、それを早急にくつがえそうと考えた駐日アメリカ大使が日本に対して、東京高裁を飛び越して最高裁に上告せよ、そしてなるべく早く逆転判決を出せ、と求めています。

このときはまず、

「駐日アメリカ大使」↓「外務省」↓「日本政府」↓「法務省」↓「最高裁」

(D・マッカーサー二世)

(藤山愛一郎)

(岸信介)

(愛知揆一)

(田中耕太郎)

という裏側の権力チャネルで、アメリカ側の「要望」が最高裁に伝えられました。

先にふれた三つの裏マニュアルは、こうしたウラ側での権力行使(『方針決定』を、オモテ側の日本国憲法・法体系のなかにどうやって位置づけるか、また位置づけたふりをするかという目的のためにつくられたものなのです。

お読みになっているみなさんは、かなりウンザリされてきたかもしれません。でも、もう

少しだけがまんして読んでいただきます。この米軍基地問題に関してくり返されるようになった「ウラ側での権力行使」には、さらに大きな副作用があったからです。

つまり、こうした形で司法への違法な介入がくり返された結果、国家の中枢にいる外務官僚や法務官僚たちが、オモテ側の法体系を尊重しなくなってしまったのです。

それはある意味当然で、一方的に彼らを責めるわけにはいきません。一般の人たちがオモテ側の法体系にもとづいていくら議論したり、その結果、ある方向に物事が動いているように見えたとしても、最後にはそれがひっくりかえることを彼らエリート官僚たちはよく知っている。

ウラ側の法体系を無視した鳩山政権が九カ月で崩壊し、官僚の言いなりにふるまった野田政権が一年四カ月つづいたことがその良い例です。鳩山さんには国民の圧倒的な支持があり、一方、野田さんが首相になるなどと思っていた人は、だれひとりいなかった。それでも野田政権は鳩山政権の倍近くつづいた。米軍関係者からの評価が非常に高かったからです。

PART1の最後で、日米合同委員会のメンバーとなったエリート官僚の出世についてお話ししました。そのように歴代の検事総長を含む、日本のキャリア官僚のなかでも正真正銘のトップクラスの人たちが、この日米合同委員会という「米軍・官僚共同体」のメンバーとなることで、ウラ側の法体系と一体化してしまっただけでなく、そして、すでに六〇年がたつてしまっただけでなく、日本の高級官僚たちの国内法の軽視は、ついに行きつくところまで行きついでしまったのです。

「統治行為論」と「裁量行為論」と 「第三者行為論」

ここでふたたび、話は福島の問題にもどってきます。原発の問題を考える場合も、このウラ側の法体系をつねに考慮しておく必要があるからです。注意すべきは、砂川裁判で最高裁が「憲法判断をしない」としたのが、「安保条約」そのものではなく、「安保条約のようなわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度な政治性を有する問題」というあいまいな定義になっているところです。

ですから少なくとも「国家レベルの安全保障」については、最高裁が絶対に憲法判断をせず、その分野に法的コントロールがおよばないことは確定しています。おそらく一昨年（二〇一二年六月二七日）改正された「原子力基本法」に、

「前項〔『原子力利用』の安全の確保については、（略）わが国の安全保障に資する〔『役立つ』〕ことを目的として、行なうものとする」（第二条二項）

という条文がこっそり入ったのもそのせいでしょう。この条文によって今後、原発に関する安全性の問題は、すべて法的コントロールの枠外へ移行することになります。どんなにめちゃくちゃなことをやっても憲法判断ができず、実行者を罰することができないからです。

三六年前の一九七八年、愛媛県の伊方^{いかた}原発訴訟（建設予定の原発の安全性をめぐって争われました）の一番判決で、柏木賢吉裁判長はすでに、

「原子炉の設置は国の高度の政策的判断と密接に関連することから、原子炉の設置許可は周辺住民との関係でも国の裁量行為に属する」

とのべていました。さらに同裁判の一九九二年の最高裁判決で小野幹雄裁判長は、

「〔原発の安全性の審査は〕原子力工学はもとより、多方面にわたるきわめて高度な最新の科学的、専門技術的知見にもとづく総合的判断が必要とされる」から、

「原子力委員会の科学的、専門技術的知見にもとづく意見を尊重しておこなう内閣総理大臣の合理的判断にゆだねる」のが相当（＝適当）であるとのべていました。

このロジックは、PART1で見た田中耕太郎長官による最高裁判決とまったく同じであることがわかります。三権分立の立場からアメリカや行政のまちがいに歯止めをかけようという姿勢はどこにもなく、アメリカや行政の判断に対し、ただ無条件でしたがっているだけです。

田中耕太郎判決は「統治行為論」、柏木賢吉判決は「裁量行為論」、米軍機の騒音訴訟は「第三者行為論」と呼ばれますが、すべて内容は同じです。PART1で小林節教授の著書から引用したとおり、こうした「法理論」の行きつく先は、

「司法による人権保障の可能性を閉ざす障害とも、また行政権力の絶対化をまねく要因ともなりかねず」、「司法審査権の全面否定にもつながりかねない」。

まったくそのとおりのことを、過去半世紀にわたって日本の裁判所はやりつづけているのです。また、そうした判決に向けて圧力をかけているのが、おそらく八一ページの「裏マニュアル①」をつくった最高裁事務総局であることは、すでに複数の識者から指摘されています。

す。裁判所の人事や予算を一手に握るこの組織が、「裁判官会同」や「裁判官協議会」という名目のもとに会議を開いて裁判官を集め、事実上、自分たちが出したい判決の方向へ裁判官たちを誘導している事実が報告されているからです。（『司法官僚』新藤宗幸著／『原発訴訟』海渡雄一著／ともに岩波書店）

こうして駐日アメリカ大使と日本の最高裁が米軍基地問題に関してあみだした、「統治行為論」という「日本の憲法を機能停止に追いこむための法的トリック」を、日本の行政官僚や司法官僚たちが基地以外の問題にも使い始めるようになってしまった。官僚たちが「わが国の存立の基礎にきわめて重大な関係をもつ」と考える問題については、自由に治外法権状態を設定できるような法的構造が生まれてしまった。その行きついた先が、現実に放射能汚染が進行し、多くの国民が被曝しつづけるなかでの原発再稼働という、狂気の政策なのです。

「政府は憲法に違反する法律を 制定することができる」

次の条文を見てください。悪名高きナチスの全権委任法の第二条です。この法律は、ナチス突撃隊（SA）や親衛隊（SS）が国会議事堂（臨時）をとりかこみ、多くの野党議員を院外に排除するなか、一九三三年三月二三日に可決、制定されました。

「全権委任法第二条　ドイツ政府によって制定された法律は、国会および第二院の制度

そのものにかかわるものでないかぎり、憲法に違反することができる。(略)

この法律の制定によって、当時、世界でもっとも民主的な憲法だったワイマール憲法はその機能を停止し、ドイツの議会制民主主義と立憲主義も消滅したとされます。その後のドイツは民主主義国家でも、法治国家でもなくなってしまうたのです。

「政府は憲法に違反する法律を制定することができます」

これをやったら、もちろんどんな国だって滅ぶに決まっています。しかし日本の場合はすでに見たように、米軍基地問題をきっかけに憲法が機能停止状態に追いこまれ、「アメリカの意向」をバックにした官僚たちが平然と憲法違反をくり返すようになりました。言うまでもなく憲法とは主権者である国民から政府への命令、官僚をしばる鎖。それがまったく機能しなくなってしまうたのです。

『法律が憲法に違反できる』というような法律は、いまはどんな独裁国家にも存在しない」というのが、世界の法学における定説だそうです。

しかし、現在の日本における現実には、ナチスよりもひどい。法律どころか、「官僚が自分たちでつくった政令や省令」でさえ、憲法に違反できる状況になっているのです。

放射性物質は 汚染防止法の適用除外！

そうした驚くべき現実を、もつとも明確な形で思い知らされることになったのが、福島原発事故に関して、損害賠償請求の裁判をおこなった被災者たちでした。ひとつ例をあげて説明します。

おそらく、そこにいた全員が、耳を疑ったことでしよう。二〇一一年八月、福島第一原発から四五キロ離れた名門ゴルフ場（サンフィールド二本松ゴルフ倶楽部）が、放射能の除染を求めて東京電力を訴えた時のことです。このゴルフ場はコース内の放射能汚染がひどく、営業停止に追いこまれていたのです。

この裁判で東京電力側の弁護士は驚愕の主張をしました。

「福島原発の敷地から外に出た放射性物質は、すでに東京電力の所有物ではない『無主物』^{むしゅぶつ}である。したがって東京電力にゴルフ場の除染の義務はない」

はあ？ いったいなにを言ってるんだ。この弁護士はバカなのか？ みなそう思ったといえます。

ところが東京地裁は「所有物ではないから除染の義務はない」という主張はさすがに採用しなかったものの、「除染方法や廃棄物処理のあり方が確立していない」という、わけのわからない理由をあげ、東京電力に放射性物質の除去を命じることができないとしたのです。この判決を報じた本土の大手メディアは、東電側の弁護士がめくらまして使った「無主物（だれのでもないもの）」という法律用語に幻惑され、ただとまどうだけでした。

しかし沖繩の基地問題を知っている人なら、すぐにピンとくるはずです。こうしたどう考えてもおかしな判決が出るときは、その裏に必ずなにか別のロジックが隠されているので

す。すでにのべたとおり、砂川裁判における「統治行為論」、伊方原発訴訟における「裁量行為論」、米軍機騒音訴訟における「第三者行為論」など、あとになってわかったのは、それらはすべて素人の目をごまかすための無意味なブラックボックスでしかなかったということです。

原発災害についても、調べてみてわかりました。PART1で説明した、航空法の「適用除外」について思いだしてください。米軍機が航空法（第六章）の適用除外になっているため、どんな「違法な」飛行をしても罰せられない仕組みになっていることについて書きましたが、やはり、そうだったのです。まったく同じだったのです。日本には汚染を防止するための立派な法律があるのに、なんと放射性物質はその適用除外となっていたのです！

「大気汚染防止法 第二十七条 一項

この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染およびその防止については適用しない」

「土壌汚染対策法 第二条 一項

この法律において「特定有害物質」とは、鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く）であつて（略）」

「水質汚濁防止法 第二三条 一項

この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁およびその防止については適用しない」

そしてここが一番のトリックなのですが、環境基本法（第三條）のなかで、そうした放射

性物質による各種汚染の防止については「原子力基本法その他の関係法律で定める」としておきながら、実はなにも定めていないのです。この重大な事実を最初に指摘したのは、月刊誌「農業経営者」副編集長の浅川芳裕さんです。（同誌二〇一一年七月号）

浅川さんは、福島農産Aさんが汚染の被害を訴えに行ったとき、環境省の担当者からこの土壌汚染対策法の条文を根拠にして、

「当省としましては、このたびの放射性物質の放出に違法性はないと認識しております」

と言われたと、はつきり書いています。（週刊文春「二〇一一年七月七日号」）

これでゴルフ場汚染裁判における弁護士不可解な主張の意味がわかります。いくらゴルフ場を汚しても、法的には汚染じゃないから除染も賠償もする義務がないのです。家や畑や海や大気も同じです。ただそれを正直に言うと暴動が起きるので、いまは「原子力損害賠償紛争解決センター」という目くらまし機関をつくって、加害者側のふところが痛まない程度のお金を、勝手に金額を決めて支払い、賠償するふりをしているだけなのです。

法律が改正されてもつづく 「放射性物質の適用除外」

その後、福島原発事故から一年三カ月たって、さすがに放射能汚染の適用除外については、法律の改正がおこなわれました。しかし結果としてはなにも変わっていません。変えたように見せかけて、実態は変えない。そういう官僚のテクニクを知っていたくために少

しくわしくお話しします。

まず先ほどの説明で「一番のトリック」と指摘した環境基本法第一三条は、丸ごと削除になりました（二〇一二年六月二七日）。「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定める」とあったため、

「こんな大事故が起こったんだから、条文に書いてあるとおり、ちゃんと原子力基本法で定めて汚染を防止できるようにしろ」

と言われるとまずいと思つたのでしよう。

同時に大気汚染防止法と水質汚濁防止法における放射性物質の適用除外の規定も削除されました。（土壌汚染対策法の適用除外規定だけは、おそらく意図的に、まだのこされています）

しかし最悪なのは、環境基本法第一三条が削除された結果、放射能汚染については同基本法のなかで、ほかの汚染物質と同じく、

「政府が基準を定め（一六条）」

「国が防止のために必要な措置をとる（二二条）」

ことで規制するという形になつたのですが、肝心のその基準が決められていないのです！

ほかの汚染物質については、環境省令によつて規制基準がたとえば、

「カドミウム 一リットル当たり ○・一ミリグラム以下」とか、

「アルキル水銀化合物 検出されないこと」

などというように明確に決まつている。しかし放射性物質についてはそうした基準が決め

られていない。だから、

「もし次の大事故が起きて、政府が一〇〇ミリシーベルトのところを住まわせる政策をとったとしても、国民は法的にそれを止める手段がない。日本はいま、そのような法制度のもとにあるのです」

と、札幌弁護士会所属の山本行雄弁護士がブログで書いています。(二〇一三年八月二四日)
そうした事実が指摘されても、政府はなにもしない。なにもしないことが、法的に許されている。

だからこうした問題について、いくら市民や弁護士が訴訟をしても、現在の法的構造のなかでは絶対に勝てません。すでにのべたとおり、環境基本法の改正とほぼ同時(一〇日後の六月二七日)に原子力基本法が改正され、原子力に関する安全性の確保については、「わが国の安全保障に資する(「II 役立つ」)ことを目的として、おこなうものとする」(第二条二項)という条項が入っているからです。

ここまで何度もお話ししてきたように、砂川裁判最高裁判決によって、安全保障に関する問題には法的なコントロールがおよばないことが確定しています。つまり簡単にいうと、大気や水の放射能汚染の問題は、震災前は「汚染防止法の適用除外」によって免罪され、震災後は「統治行為論」によって免罪されることになったわけです。このように現在の日本では、官僚たちがみずからのサジ加減ひとつで、国民への人権侵害を自由に合法化できる法的構造が存在しているのです。

「なにが必要かは政府が決める。
そう法律に書いてあるでしよう!」

「神は細部に宿る」と言いますが、物事の本質は、それほど大きくない出来事のなかに象徴的にあらわれることがあります。今回私が福島での人権侵害に関して象徴的だと思ったのは、「原発事故 子ども・被災者支援法」をめぐる官僚の発言です。

この法律は二〇一二年六月、きわめて異例な超党派の議員立法によって、衆参両院での全会一致で可決されました。子どもを被曝から守るために自主的に避難した福島県の住民や、それまで国による支援がほとんどなかった福島県外の汚染地域の住民なども対象とする支援法だったため、成立当初はこれでかなり事態が好転するのではと、大きな期待を集めていたのです。

ところが日本政府は信じられないことに、それから一年以上にわたってこの法律を「店たなざらし」にし、なにひとつ具体的な行動をとりませんでした。

そうしたなか、二〇一三年三月一九日にこの法案を支援する国会議員たち（子ども被災者支援議員連盟）の会合がもたれました。その席上、法案の策定者のひとりである谷岡郁子くまこ議員（当時）が、立法の趣旨にもとづき、基本方針案を作成する前に被災者に対する意見聴取会を開催すべきだと主張しました。すると、それを聞いた復興庁の水野靖久参事官が、

「そもそも法律をちゃんと読んでください。政府は必要な措置を講じる。なにが必要かは政

府が決める。そう法律に書いてあるでしょう！」

と強い口調で言いはなったのです。

これほどいまの日本の官僚や政府の実態をあらわした言葉はありません。近代社会の基本的仕組みをまったく理解していない。国民はもちろん、その代表として法案を作成した国会議員さえ、すべて自分たちの判断にしたがうべきだと考えているのです。これこそ「統治行為論」の本質です。これでは国民の人権など、守られるはずありません。

日米原子力協定の「仕組み」

その後調べると日米原子力協定という日米間の協定があつて、これが日米地位協定とそっくりな法的構造をもっていることがわかりました。つまり「廃炉」とか「脱原発」とか「卒原発」とか、日本の政治家がいくら言つたつて、米軍基地の問題と同じで、日本側だけではなくにも決められないようになっていのです。条文をくわしく分析した専門家に言わせると、アメリカ側の了承なしに日本側だけで決めていいのは電気料金だけだそうです。

そっくりな法的構造というのは、たとえばこういうことです。日米地位協定には、日本政府が要請すれば、日米両政府は米軍の基地の使用について再検討し、そのうえで基地の返還に「合意することができる (may agree)」と書いてあります。

一見よさそうな内容に見えますが、法律用語で「できる (may)」というのは、やらなくていいという意味です。ですからこの条文の意味は「どれだけ重大な問題があつても、アメリカ

カ政府の許可なしには、基地は絶対に日本に返還されない」ということなのです。

一方、日米原子力協定では、多くの条文に關し、「日米兩政府は○○しなければならぬ (the parties shall …)」と書かれています。「しなければならぬ (shall)」はもちろん法律用語で義務を意味します。次の条文の太字部分を見てください。

「第二二条四項

どちらか一方の国がこの協定のもとでの協力を停止したり、協定を終了させたり、「核物質などの」返還を要求するための行動をとる前に、日米兩政府は、是正措置をとるために協議しなければならぬ (shall consult)。そして要請された場合には他の適当な取り決めに結ぶことの必要性を考慮しつつ、その行動の經濟的影響を慎重に検討しなければならぬ (shall carefully consider) 」

つまり「アメリカの了承がないと、日本の意向だけでは絶対にやめられない」ような取り決めになっているのです。さらに今回、条文を読みなおして気づいたのですが、日米原子力協定には、日米地位協定にもない、次のようなとんでもない条文があるのです。

「第一六条三項

いかなる理由によるこの協定またはそのもとでの協力の停止または終了の後においても、**第一条、第二条四項、第三条から第九条まで、第一一条、第二二条および第一四**

の規定は、適用可能なぎり引きつづき効力を有する」

もう笑うしかありません。「第一条、第二条四項、第三条から第九条まで、第一条、第一二条および第一四条の規定」って……ほとんど全部じゃないか！ それら重要な取り決めのほぼすべてが、協定の終了後も「引きつづき効力を有する」ことになっている。こんな国家間の協定が、地球上でほかに存在するでしょうか。もちろんこうした正規の条文以外にも、日米地位協定についての長年の研究でわかっているような密約も数多く結ばれているはずです。

問題は、こうした協定上の力関係を日本側からひっくり返す武器がなにもないということなのです。これまで説明してきたような法的構造のなかで、憲法の機能が停止している状態では。

だから日本の政治家が「廃炉」とか「脱原発」とかの公約をかかげて、もし万一、選挙に勝って首相になったとしても、彼にはなにも決められない。無理に変えようとすると鳩山さんと同じ、必ず失脚する。法的構造がそうなっているのです。

なぜ「原発稼働ゼロ政策」は つぶされたのか

事実、野田内閣は二〇一二年九月、「二〇三〇年代に原発稼働ゼロ」をめざすエネルギー

戦略をまとめ、閣議決定をしようとなりました。このとき日本のマスコミでは、

「どうして即時ゼロではないのか」とか、

「当初は二〇三〇年までに稼働ゼロと言っていたのに、二〇三〇年代とは九年も延びているじゃないか。姑息なごまかしだ」

などという批判が巻き起こりましたが、やはりあまり意味のない議論でした。外務省の藤崎一郎駐米大使が、アメリカのエネルギー省のポネマン副長官と九月五日に、国家安全保障会議のフロマン補佐官と翌六日に面会し、政府の方針を説明したところ、「強い懸念」を表明され、その結果、閣議決定を見送らざるをえなくなりました（同月一九日）。

これは鳩山内閣における辺野古への米軍基地「移設」問題とまったく同じ構造です。このとき、もし野田首相が、鳩山首相が辺野古の問題でがんばったように、

「いや、政治生命をかけて二〇三〇年代の稼働ゼロを閣議決定します」

と主張したら、すぐに「アメリカの意向をバックにした日本の官僚たち」によって、政権の座から引きずりおろされたことでしょう。

いくら日本の国民や、国民の選んだ首相が「原発を止める」という決断をしても、外務官僚とアメリカ政府高官が話をして、「無理です」という結論が出れば撤回せざるをえない。たった二日間（二〇一二年九月五日、六日）の「儀式^{*}」によって、アツというまに首相の決断がくつがえされてしまう。日米原子力協定という「日本国憲法の上位法」にもとづき、日本政府の行動を許可する権限をもっているのは、アメリカ政府と外務省だからです。

本章の冒頭で、原発を「動かそうとする」主犯探しはしないと書きましたが、「止められ

ない」ほうの主犯は、あきらかにこの法的構造にあります。

*—これが儀式だったという理由は、もともとアメリカ政府のエネルギー省というのは、前身である原子力委員会から原子力規制委員会を切り離して生まれた、核兵器および原発の推進派の牙城だからです。こんなところに「原発ゼロ政策」をもっていくのは、アメリカの軍部に「米軍基地ゼロ政策」をもっていくのと同じで、「強い懸念」を表明されるに決まっています。最初から拒否される筋書きができていたと考えるほうが自然です。

事実、藤崎大使の面会からちょうど一週間後の九月二日、野田首相の代理として訪米した大串博志・内閣府大臣政務官（衆議院議員）たちが同じくポネマン副長官と面会しましたが、「二〇三〇年代の原発稼働ゼロ」政策への理解は、やはりまったく得られず、逆に非常に危険な「プルサーマル発電の再開」を国民の知らない「密約」として結ばされる結果となりました。（毎日新聞二〇一三年六月二十五日）

プルサーマルとは、ウランにプルトニウムをまぜた「MOX燃料」を使う非常に危険な発電方式です。今後、二〇一二年九月に結ばれたこの「対米密約」にしたがって、泊（北海道電力）、川内、玄海（九州電力）、伊方（四国電力）、高浜（関西電力）などで、危険なプルサーマル型の原発が次々に稼働されていくおそれが高まっています。

「原発がどんなものか知ってほしい」

日本の原子力政策が非常に危険な体質をもっていることは、なにも福島事故で初めてわかったわけではありません。早くからその危険性を内部告発していたひとつの手記を、ここでご紹介しておきたいと思います。

それは平井憲夫さんという、約二〇年にわたって福島、浜岡、東海などで一四基の原発建設を手がけた現場監督の方がのこした、「原発がどんなものか知ってほしい」というタイト

ルの手記です。このきわめて貴重な現場からの証言をのこしたあと、平井さんは長年の被曝によるガンのため、一九九七年に死去されました。まだ五八歳という若さでした。ネット上にその手記の全文が公開されていますので (<http://www.iam-t.jp/HIRAI/>)、ぜひご覧いただきたいと思えます。

この手記のなかで平井さんは、次のようないくつもの驚くべき事実を語っています。

「電力会社は、原発で働く作業員に対し、『原発は絶対に安全だ』という洗脳教育をおこなっている。私もそれを二〇年間やってきた。オウムの麻原以上のマインド・コントロールをした。〔作業員に放射能の危険について教えず〕何人殺したかわからないと思っ
ている」

「現実に原発の事故は日本全国で毎日のように起こっている。ただ政府や電力会社がそれを『事故』^{アクシデント}とは呼ばず、『事象』^{インシデント}と呼んでごまかしているだけだ」

「なかでも一九八九年に福島第二原発（東京電力）で再循環ポンプがバラバラになった事故と、一九九一年二月に美浜原発（関西電力）で細管が破断した事故は、世界的な大事故だった」

「美浜の事故は、多重防護の安全システムが次々と効かなくなり、あと〇・七秒で炉が空焚きになってチェルノブイリ級の重大事故になるところだった。だが土曜日だったのに、たまたまベテランの職員が出社していて、彼がとっさの判断でECCS（緊急炉心冷却装置）を手動で動かして止めた。一億数千万人を乗せたバスが高速道路を一〇〇キロで走

ついでに、ブレーキがきかない、サイドブレーキもきかない、崖にぶつけてやっど止めたというような状況だった」

「すでに熟練の職人は原発の建設現場からいなくなっており、作業員の九八パーセントは経験のない素人だ。だから老朽化した原発も危ないが、新しい原発も同じくらい危ない」

北海道の少女の涙の訴え

しかし、こうした驚愕の事実を次々にあきらかにした平井さんは、最後に、

「どこへ行っても、必ず次のお話はしています。あとの話は全部忘れてくださってもけっこうですが、この話だけはぜひ覚えておいてください」

と言って、北海道で出会ったひとりの少女の話を語り始めるのです。それは彼が北海道の泊^{とまり}原発の隣町で、現地の教職員組合主催の講演会をしていたときのことでした。

「その講演会は夜の集まりでしたが、父母と教職員が半々くらいで、およそ三〇〇人くらいの方が来ていました。そのなかには中学生や高校生もいました。原発はいまの大人の問題ではない、私たち子どもの世代の問題だと言って聞きに来ていたのです。

話がひととおり終わったので、私がなにか質問はありませんかというとき、中学二年の女の子が泣きながら手をあげて、こういうことを言いました。

『今夜この会場に集まっている大人たちは、大ウソつきのええかつこしばっかりだ。私はその顔を見に来たんだ。どんな顔をして来ているのかと。いまの大人たち、とくにここにいる大人たちは、農業問題、ゴルフ場問題、原発問題、なにかと言えば子どもたちのためにと言って、運動するふりばかりしている。私は泊原発のすぐ近くの共和町に住んで、二四時間被曝しつづけている。原子力発電所のあるイギリスのセラフィールドでは、白血病の子どもが生まれる確率が高いということは、本を読んで知っている。私も女の子です。年ごろになったら結婚もするでしょう。私、子ども生んでも大丈夫なんですか？』

と、泣きながら三〇〇人の大人たちに聞いています。でも、だれも答えてあげられない。

『原発がそんなに大変なものなら、いまごろでなくて、なぜ最初につくるときに一生懸命反対してくれなかったのか。まして、ここに来ている大人たちは、二号機もつくらせたくないか。だから私はいままで十倍、放射能を浴びている』と。ちょうど、泊原発の二号機が試運転に入ったときだったので。

『なんで、いまになってこういう集会をしているのか、「意味が」わからない。もし私が大人で自分の子どもがいいたら、命がけで体を張ってでも原発を止めている』と言う。

私が『そういう悩みをお母さんや先生に話したことがあるの』と聞きましたら、『この会場には先生やお母さんも来ている。でも、話したことはない』と言います。『女の子どうしてはいつもその話をしている。結婚もできない、子どもも産めな』って。

(略)

これは決して、原発から八キロとか一〇キロの場所の話ではない、五〇キロ圏、一〇〇キロ圏でそういうことがいっぱい起きています」

悪の凡庸さについて

いまこの文章を書いている二〇一四年の東京では、『ハンナ・アーレント』(マルガレーテ・フォン・トロッタ監督/二〇一二年)というドイツ映画が予想外のヒットをつづけています。この映画の主人公は、エルサレムで一九六一年に始まったナチスの戦争犯罪者アドルフ・アイヒマンの裁判を傍聴し、問題作「エルサレムのアイヒマン——悪の凡庸さについての報告」(雑誌「ニューヨーカー」連載)にまとめた有名な女性哲学者です。

大きな議論を呼んだそのレポートの結論、つまりナチスによるユダヤ人大量虐殺を指揮したアイヒマンとは、「平凡で小心な、ごく普通の小役人」にすぎなかった、しかしそのアイヒマンの「完全な無思想性」と、ナチス体制に存在した「民衆を屈服させるメカニズム」が、この空前の犯罪を生んでしまったのだ、という告発に、多くの日本人は、現在の自分たちの状況に通じる気味の悪さを感じているのだと思います。

アーレントが問いかけたきわめて素朴で本質的な疑問、つまり大量虐殺の犠牲者となったユダヤ人たちは、

「なぜ時間どおりに指示された場所に集まり、おとなしく収容所へ向かう汽車にのったの

か」

「なぜ抗議の声をあげず、処刑の場所へ行って自分の墓穴を掘り、裸になって服をきれいにたたんで積み上げ、射殺されるために整然と並んで横たわったのか」

「なぜ自分たちが一万五〇〇〇人いて、監視兵が数百人しかいなかったとき、死にものぐるいで彼らに襲いかからなかったのか」

それらはいずれも、まさに現在の日本人自身が問われている問題だといえます。

「なぜ自分たちは、人類史上最悪の原発事故を起こした政党（自民党）の責任を問わず、翌年（二〇一二年）の選挙で大勝させてしまったのか」

「なぜ自分たちは、子どもたちの健康被害に眼をつぶり、被曝した土地に被害者を帰還させ、いままた原発の再稼働を容認しようとしているのか」

「なぜ自分たちは、そのような『民衆を屈服させるメカニズム』について真正面から議論せず、韓国や中国といった近隣諸国ばかりをヒステリックに攻撃しているのか」

そのことについて、歴史をさかのぼり本質的な議論をしなければならぬ時期にきているのです。

日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか
矢部宏治・著

発行：集英社インターナショナル（発売 集英社）
定価：1,200円（本体）＋税
発売日：2014年10月24日
ISBN：978-4-7976-7289-3

ウェブでのご予約・ご注文は [こちらにどうぞ！](#)